
平成24年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成24年3月8日 (木曜日)

議事日程(2)

平成24年3月8日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 松上 宏幸 2番 内海 猛年 3番 刀根 正幸 4番 妹川 征男
5番 貝掛 俊之 6番 田島 憲道 7番 辻本 一夫 8番 小田 武人
9番 今井 保利 10番 川上 誠一 11番 益田美恵子 12番 中西 定美
13番 横尾 武志

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 井上 康治 書記 福田 雅代

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 鶴原洋一 教育長 中島幸男
モーターボート競走事業管理者 仲山武義 会計管理者 狩集喜美子 総務課長 小野義之
企画政策課長 吉永博幸 財政課長 柴田敬三 都市整備課長 大石眞司
税務課長 境 富雄 環境住宅課長 入江真二 住民課長 武谷久美子
福祉課長 松田義春 地域づくり課長 中西新吾 学校教育課長 岡本正美
生涯学習課長 本田幸代 病院事務長 森田幸次 管理課長 大長光信行
事業課長 藤崎隆好 管理課付課長 濱村昭敏

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第1. 一般質問

○議長 横尾 武志君

本日は一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず、4番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

おはようございます。4番、妹川征男でございます。私も、昨年の4月の統一選挙でもう1年になります。いろいろとこの場をおかりして町政に対して、また、議会のさまざまことについて一般質問し、また、議会活動を通して芦屋町の町政を、新風を、そして改革をというテーマで今日まで行ってまいりました。

きょうは3月議会、定例議会でございますけども、今、お手元に通告書があります。今、福岡県は後退化した海岸線、なぜあんなふうに後退化したかというのが、もうそれぞれの現場を見ればおわかりと思います。そういう後退化し、そして飛砂が舞い降りる、そしてあの海浜公園の散策道路に毎年1万立米、約300万円のお金をつぎ込んで除去する。また一方では、背後地にある幸町、西浜、中ノ浜、白浜、そういう一帯に砂が毎年のように舞い降りるという状況になってきました。この原因は何であるのかということについては、また後ほど町長にもお尋ねしていきたいと思っております。

芦屋町で育ち、生まれ、育ち、そして六十数年間の方々がたくさんいらっしゃいます。私は35年前に芦屋町に来て、すばらしい海岸線を知っています。海に行って遊び、子どもたちと、それと卒業生や在校生を連れて海水浴場に行った記憶が今でも脳裏に焼きついています。

そういう中であって、福岡県は後退化した海岸線から浜辺に吹き上げる飛砂対策として3万8,000本の松の苗を、あの広大な海岸線に植えようとしております。すばらしい絵がかいてあります。立体的に上から、横から、すばらしい絵がかいてありますので、多くの方々は松を植えたらいやないかと、あの唐津の虹の松原のようになるんじゃないか、宗像の海岸線、岡垣の海岸線、すばらしい松が植わっております。あのようになればいいではないかという思いが非常に出てくると思っています。

ところが、さまざまな要件によって、県は3万8,000本を植えることについて、一応、3万8,000本は植えるんだけれども、施工期間として1年、2年、3年ぐらいかけて400本を植えようという計画に変じてきております。

それはなぜそういうふうになっていったかといいますと、芦屋町の職員の皆さんが、本当に3万8,000本が育つのかどうかということについて疑問点を持っておられるからです。もし、これが3万8,000本、一気に植えたとしたとき、植える計画があったんです。今から2年前に植える予定だったんです。ところが、それがもし失敗したら、これほど芦屋町の歴史に汚点を残す、子や孫にその自然を残す、私たちが体験したあのすばらしい海岸線、海に、渚でたわむれたあのすばらしい環境を子や孫に引き継ぐためには本当にいいのかというような心配があるからだ

と思います。それに3万8,000本といえば相当なるボランティア活動が要りません。そういうボランティアの育成が全く、芦屋町にはほとんどできておりません。仮にできていたとしても、3万8,000本の苗を植えて、植えるのは県が植えるでしょう。その後の維持管理費、これはどうするのか、そういう心配があって、相当いろいろな形で県との話の中で、いろいろな会議の中でそういうのが見受けられます。必死で頑張っている姿も見受けられます。

それで、県は400本を植えてみようというような方向性に変わっておりますけれど、実際は2億5,000万円というお金を、もう予算獲得してるんです。そして、それを植えることを前提に進めております。今、密室行政の中で、国と県は、今暗躍しております。そういう中であって、私たちは本当に子や孫にそのような自然環境を残していくためにはどうあるべきかという意味で、私たち芦屋の自然を守る会は代表として今日まで運動してきました。また、町議会議員として、昨年6月、9月、12月、そして今回、この問題については徹底してそういう問題点を明らかにしていかなければならないと思ってここに立っております。

それで、県は芦屋町と平成18年に、平成18年の12月からワークショップを6回やってきました。そして、参加者の合意形成、松を植えることに対して、松を植えることは飛砂対策にもなるし、そして緑豊かな海岸線になるからというようなふうにご誘導されてきて、もう2億5,000万円という予算は決まってるわけです。なのに、それをお墨つきを得ながら、そういうことを進めてきて、それを、合意形成を金科玉条にして旗頭として、そして3万8,000本を植樹する、その前提として400本を植える。もう今、今月の3月1日号には募集してます。ボランティア活動、皆さん参加しませんかというように、ごらんになった方もいますが、そういうふうにもう400本を植える時期になりましたから、芦屋町としては第2回目の全員協議会を1月18日に行っています。じゃあ、今まで何回やったかといいますと、1回しかやってないんです。1回しか全員協議会をやってないんです。今回1月18日に急遽行ったと、もちろん議題は3つありましたが、そういう状況の中で、1月18日に全員協議会を行わなければならないという思いがあったんでしょう。

通告書に行きます。1番、芦屋海岸里浜づくりに関する件。

町は、北九州県土整備事務所に対して、平成24年1月18日の全員協議会に出席し議員に説明するよう要請をしたが、県は出席を拒否したんです。町が要請したんです。なのに拒否しました。私たち議員はそれを待ってたんです。県の職員が説明に来るということで、議員皆さん、皆待ってたんです。なのに来なかったんです。よって、町はどういう理由で、まず要請したのか、拒否の理由は何か、1点目です。

2点目は、しかも1月18日には県は拒否しながら、翌日の、町、県は翌日の1月19日には、芦屋漁協内の漁民センター内で、約20人参加の中、住民説明会をしました。町長、副町長は参加されませんでした。なぜ出席しなかったのか。だれが6区、6区といいますと、まず金屋区、中小路区、市場区、浜崎区、幸町区、白浜区の区域で合計742所帯あります。その中でわずか20人、私ははまゆう団地ですから、私、はまゆう団地からも出てきましたけど、地元の方は十二、三名です、6区の中から。あとは、町外の方、その区外の方が数名おられましたから。だれが回覧板を配布したかと。

3番目は、全員協議会には出席を拒否し、しかも第4回里浜づくり実行委員会が2月21日にあったんです。開催前の2月6日には、既に前砂丘、それから堆砂垣、

もうでき上がってるんです。どういうことでしょうか。第3回実行委員会が3月にありました。そのときに初めて前砂丘をつくりたい、提案したんです。昨年です。そのときに、やはり前砂丘をつくって実験するとしても本当に育つのかどうか、ボランティアは来るのかというような疑問点があって、前砂丘をつくっちゃならんです。なのに、第4回実行委員会2月の21日にあった前にもう既に前砂丘はできています。堆砂垣もできています。

先日、私たち議員の皆様、総務財政委員会7名が、ほんの数日前に行きました。もう何と静砂垣もつくってるんです。ということで、信義にもとる行為だと思うが、このことについて町長はどう思うか。いかにそういうお墨つきとか、そういうものを無視しています。

それから、次行きます。住民参画まちづくりの理念と具体的策について。

私は、昨年の12月議会において、私は住民参画まちづくりの理念に沿って施策を行ってるかについて質問をしました。再度質問を行います。

そして、町長は、昨日の所信表明にもありますように、芦屋町では、この所信表明を昨日読み上げられました。芦屋町では、芦屋町住民参画まちづくり条例の施行により、積極的な行政情報の公表、住民の皆さんとの情報の共有化、職員の意識改革の取り組みなどについて住民参画の拡充に努めてまいりました、また努めてまいりますということなんですが、それに従っていきますと、町の事業を実施する際、住民参画まちづくりの理念に従って、町民に対して情報を積極的に提供し、住民参画まちづくりに徹しているかというふうに質問しております。それに伴って、議会に情報を積極的に提供しているか、いずれとも行政は住民に情報提供し、そしてその情報を共有する努力をしなければ相互不信に陥ると、こう言われています。こういう状況に現実置かれてるのではなからうかというので質問をしております。

3点目は、浜口・高浜町営住宅跡地の売却について、私は昨年の9月、12月議会において、浜口・高浜町営住宅跡地の売却について質問を行っておりますが、再度質問します。

町は、浜口・高浜町営住宅跡地を坪2万5,900円で売却したが、芦屋町が開発または財団法人芦屋町開発公社への委託事業となぜしなかったんですか。

4番目は、これも7月、9月、12月議会で、スーパーASOに関する質問をしておりますし、反対討論もしておりますし、それから1,200人の署名に関しては賛成討論も行っております。再度質問します。

この公募型提案の募集について、なぜ1社だけでも構わないとしたのか。これは、芦屋町はこういう説明をしております。スーパーなるものは、芦屋町が実施設計をしたりすることはなかなか難しい。当然です。だから、公募型提案にして、スーパーASOが事業計画書を出して、それに従って進めていくということなんですけど、なぜ1社だけでよかったのか。

2番、1月18日の臨時議会にて、ほんの今年です、2,200万円の追加予算を提案しました。外構工事です。賛成多数で可決されてしまいました。なぜ後づけしたり小出しにして出すのかと。

③、スーパーASO誘致における船頭町駐車場造成関連予算、造成費用、これ、1,000万円かけてます。建物建築費、商業施設整備工事監理委託、機械・電気工事、外構工事などの公金支出額は総計幾らになるのか。

4番、建物建設費1億5,300万円で予算が計上されています。その中で、建築費、機械・電気設備として執行されていますが、おのおのの落札率は予定価格の

何%か。また、1億5,300万円に対して落札率は結局幾らになったんですかというところで、私の1回目の一般質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

はい。すみません、何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

これを忘れとる、4番目。

○議員 4番 妹川 征男君

あら。

○議長 横尾 武志君

今、言いなさい。

○議員 4番 妹川 征男君

はい、ありがとうございます。

○議長 横尾 武志君

里浜の4番目。

○議員 4番 妹川 征男君

ありがとうございます。一般通告書の海岸線の④を今議長から指摘されました。ありがとうございます。

④は平成21年度6月に国に申請した芦屋港にぎわい協働創出振興計画は、住民や議会の合意はできていたのかという問いに対して、20年12月15日に全員協議会で説明し理解を得ているという回答をしているが、何をもって理解していると言うのか。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず1件目、芦屋海岸里浜づくりについて、要旨1、平成24年1月18日、議会全員協議会に町は県職員をどういう理由で要請し、それを県はどういう理由で拒否したのかについて答弁させていただきます。

福岡県から昨年12月芦屋海岸や芦屋港の野積場などに積んである砂の除去、芦屋の里浜づくりに係る試験施工を実施することで連絡を受けました。

砂の除去については、砂の搬出範囲、町内を通る搬出ルートの実現性の確保、試験施工に関する県の考え方など、工事の事業主体でございます県職員による説明がより具体的であること、さらに質疑応答についても適確な回答が得られるものと考え、平成24年1月18日の議会全員協議会で説明をしていただくよう口頭で要請したものでございます。しかしながら、福岡県では市町村の議会へ行って説明することは前例がないとの理由で、芦屋町の要請に対しては欠席することで連絡を受けました。

要旨2、町長、副町長はなぜ出席しなかったのか、だれが6区の区長へ回覧用の案内文を配布したかについて答弁させていただきます。

地元説明会は、芦屋海岸維持工事など、説明会という名称で、福岡県の主催で開催されました。内容は、芦屋海岸や芦屋港の野積場などに積んである砂の除去、芦屋の里浜づくりに係る試験施工に関するものです。

この地元説明会の開催に当たり、福岡県から芦屋町へ口頭で職員の出席要請がございました。このため、地域づくり課、都市整備課、企画政策課の職員が出席しました。

次に、自治区への回覧用の案内文書に関しましては、福岡県から電話で要請を受け、6自治区の区長宅へ企画政策課の係長が配布しております。

要旨4、国へ申請した計画は住民や議会に対して理解を得ているという回答をしているが、何を理解しているのかというご質問に対しての答弁でございます。

芦屋町では、海浜公園、アクアシアンなどへ堆積する砂、周辺民家への飛砂被害などを解決するよう機会あるごとに福岡県へ要請してきました。このような背景を踏まえ、福岡県では平成18年から里浜づくりに係るワークショップを立ち上げ、そのワークショップで検討された計画素案を具体化するため、地域住民などで組織された里浜づくり実行委員会や技術検討委員会などの審議を踏まえ、里浜づくりの計画案が策定されております。

平成20年12月の議会全員協議会において、里浜づくりに関する説明を行っており、喫緊の課題である飛砂被害を軽減する里浜の実現について合意は得られていると理解しております。

したがって、計画でございます芦屋港にぎわい協働創出振興計画は地域住民などの理解を得ているものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと順番が前後しまして、3番目、私が先に答えなければならなかったんですけど、まず、里浜づくりの3項目目、前砂丘を造成、信義にもとる行為と思うが、これは町長どう思うかというご質問であるわけですが、この里浜づくり事業というのは、そもそも先ほど来より議員もお話されてましたように、今企画政策課長がお話しましたように、いわゆる飛砂対策に有効な事業として、ワークショップを初め、今まで実行委員会などを経て立案されたものであるわけですが、このことは町として推進するという事で方向づけを行ってきておるわけでありませう。このことにつきましては、平成18年以降、いろんな場面で議会の全員協議会また議員各位からの一般質問の中で説明してきておるわけであるわけですが、

試験施工に関しましても、昨年開催されました第3回里浜づくり実行委員会において実施するということが確認をされております。今回、福岡県から前砂丘を造成する前に、町に対して工事を着手するという連絡は受けております。このように試験的に松を植樹するという事については、里浜づくりの事業の一環として進められてきているものと承知しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

私のほうからは、件名2点目の住民参画まちづくりの理念と具体的施策についての要旨1について住民参画のまちづくりに徹しているかというご質問に対して答弁をさせていただきます。

住民参画まちづくり条例は、平成20年4月1日から施行されております。条例

の前文では、「地方分権の時代における新たな自治を確立するとともに、町と住民がまちづくりに関する情報を共有し、一人一人の持つ知識や感性などが十分に活かされるまちづくりが必要です。このような認識のもとに、町と住民が住民参画によるまちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを進めるためこの条例を制定します」このように記されております。私ども行政といたしましては、これまでこの基本的方向性に沿って行政運営を行っているものと考えております。

町の責務として、町は幅広い情報の把握に努め、住民に対し積極的に情報を提供するものとする、このようにしております。しかしながら、重要な計画などの策定前に行っておりますパブリックコメントや住民説明会などの実施では、多くの住民の方々の参画が余り見られないことも事実でございます。これらについては、広報など、当該計画をわかりやすく説明するよう努めておりますが、なかなか多くの参画があっておりません。このことに対する問題意識は持っておりますが、画期的な改善策は見出せずしております。

また、職員に対しても、当該条例の趣旨に基づき情報提供に努めることについて、常日ごろから指示をしておりますが、全職員が完璧に理解しているかどうかは確信できる状況とはいいたるところもでございます。つきましては、真摯に改めるべくは改めたく思っております。

なお、地域づくり課を設置し、自治区活性化促進協議会など、町と地域が協働して取り組む体制と成果は、徐々にではありますが、醸成されつつあると思っております。

本年からは、職員の自治区担当制度を発足する予定でございます。また、昨年から実施に移行いたしました第5次総合振興計画では、最初の第1章に「住民とともに進めるまちづくり」を掲げたところでございます。

条例施行後4年が経過しようとしておりますが、今後ともこの条例の趣旨を生かすべく、町ぐるみで進めていく必要があるものと認識をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

住民参画につきまして、条例の主管課でございます企画政策課から具体的なお説明をさせていただきます。

住民の皆さんに対する情報を提供する主な媒体は、町ホームページ、広報あしやでございます。ホームページに関しましては、平成22年4月に全面リニューアルし、情報を見やすくかつ検索しやすいものとしております。また、広報あしやについても、平成23年度から1年間の発行計画を立て、さらに紙面を適時見直し、できるだけ多くの情報を提供するように努めております。

また、芦屋町の特徴的なものとしまして、平成19年度からは町の政策過程において住民のご意見を求めるためパブリックコメント制度を取り入れております。

一方で、住民参画まちづくり条例に基づき、情報の積極的な公表など、町や職員が取り組むべき事項について、住民の皆さんで構成しております住民参画推進会議で検討をしていただいております。

担当課としましては、住民参画推進会議を今後も継続して開催し、より情報の共有などが進むよう具体的な方策を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

要旨2の議会への情報提供についてということで、その問いにお答えいたします。

町的意思決定機関は議会でございますことから、主要な政策や重要な事業案等につきましては、行政内部で一定方針が定まりましたら、議員の皆様へ説明し、重要な計画などについては住民の意見を聞くといった手順を進めております。積極的な情報ということでございますけれども、どこまでの案件について情報を提供するかということは議会からの要請に基づきまして今後対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名浜口・高浜町営住宅跡地の売却について、要旨は、なぜ芦屋町が開発、または財団法人芦屋町開発公社への委託事業としなかったのかについて答弁させていただきます。

浜口・高浜町営住宅跡地については、次に挙げる3つの理由により町での開発や開発公社へ委託せず民間に売却することとしました。

まず、開発公社における問題点としましては、公益法人である開発公社が事業を実施する場合、官需独占となって民業を圧迫すること。開発公社が委託する事業者の選定基準が不明確であるなどの問題点が指摘されていることから、委託先として適当か問題がございます。

一方で、近年の自治体サービスは官から民へシフトし、さらに総務省が示す行政改革の指針でも民間にできることは民間にゆだね、真に行政として対応しなければならないことを対応することとされております。

このような中、平成20年12月に、公益法人制度改革関連3法が施行されたことにより、平成25年11月30日までに、芦屋町開発公社について公益法人としての継続的な活動及び体制が求められることになっております。

近年事業実績のない芦屋町開発公社については、芦屋町の事業委託による土地の先行取得などの役割も終えていること、継続的に実施する新たな事業も見出せないことから、廃止の方向で検討を行っており、浜口・高浜町営住宅跡地開発に伴う委託先として適当でないと考えました。

次に、3つの理由でございます。

まず、最初は事業のスピード化が期待できることとございます。町や開発公社で区画整理や分譲を行う場合、開発、販売に関する技術や知識ストックがなく、開発行為を初め都市計画などの手続や関係機関との調整などに多くの時間を要することが見込め、民間であればノウハウが蓄積されており、協議や手続がスムーズに行え、町などによる分譲に比べ、分譲地の販売がスピードアップされます。

2つ目の理由は、分譲地の販売について、民間は柔軟に販売できることとございます。昭和40年代の高度経済状況と異なり、現在の社会経済状況において土地の価格は下落傾向にございます。このため、分譲地を販売するためには分譲価格の見直しを行うなど、販売管理には柔軟な対応が求められます。

しかし、町や開発公社で開発販売する場合は、その対応が難しく、場合によっては分譲地が何年も売れ残り、他の自治体で見られるように分譲地が塩漬けになるこ

とも懸念されます。

3つ目の理由は、魅力ある開発などが期待できることとございます。町または開発公社で開発・分譲する場合、消費者や時代ニーズ、開発や販売などに関するノウハウなどが無いため、結果的に魅力のない分譲地ができるおそれもございます。民間は開発や分譲に関する多くのノウハウを持っており、コストや時間を短縮できる上、ユーザーにとって魅力ある団地開発が期待でき、結果的に早期に分譲され、定住化も進み、町にとっても税収などの効果も早まることが期待できます。

引き続きまして、件名スーパーA S Oに関する件について、要旨1、募集についてなぜ1社だけでも構わないとしたのかについて答弁させていただきます。

提案した事業者が1社であっても、事業者が提案した事業計画が芦屋町の条件に適合しかつ適正に事業が執行できると認められればよいとの考え方に基づいたものがございます。

次に、要旨2、1月18日の臨時会で追加予算を提案し可決された、なぜ後づけにして提案してきたのかについて答弁をさせていただきます。

船頭町駐車場活用事業については、平成23年度当初予算で、地質調査、商業施設整備工事の実施設計、造成工事の設計を計上し、その後、補正予算で工事予算などを計上してきました。

この理由につきましては、船頭町活用事業が事業者からの提案事業であることが1つの要因でございます。通常であれば、施設建設や外構工事などを先に完了し、その後に運営事業者を募集するなどの手法をとります。しかしながら、この手法であれば、建設しても入居者がいない、あるいは建物の規模や仕様が入居しようとする事業者の希望とは違う場合など、別に工事予算が必要になるリスクを抱えることとなります。

このため、まず事業者を公募で決定した上で具体的な設計を行い、全体面積における建物の配置、建築規模を決めることから始まります。建物の配置が決まれば、それに応じて外構工事に係る設計を行うことができ、その設計を待って工事費を計上するということとなります。

次に、周辺住民や商業者の方々の意向をできるだけ反映させるようにしたためでございます。地元に対する工事説明会では数多くのご要望が出されました。

その1つは、もともと船頭町駐車場は傾斜がついているため、雨水の排水に問題があったこととございます。その雨水排水問題では、できるだけ迷惑をかけないように側溝を効果的に配置したり、さらに中央公園側の道路の拡幅、防火水槽周りの道路幅の確保などを最終的な工事に反映させたためでもあります。

また、本年1月18日に外構工事の補正予算を提出しました直接の理由は、周辺にお住まいの方々が交通渋滞などに巻き込まれないよう、国道495号線から車が乗り入れる進入路を整備すること、それに伴うバス停の移設工事などを実施するためでした。国道495号線からの車の乗り入れ工事を実施するためには、警察へ提出する多くの基礎資料づくり、警察との協議に多くの時間が必要で、その結論を待って予算計上をしてきたためでございます。

次に、要旨3、公金支出総額は幾らになったかについて答弁させていただきます。

船頭町駐車場活用事業に係る総額については、地質調査委託が105万5,000円、建築工事の実施設計が517万7,000円、造成工事の実施設計が196万6,000円、造成工事が997万1,000円、建築工事が9,440万円、機械設備工事が2,614万5,000円、電気設備工事が2,709万円、整備工事

の監理委託が249万9,000円、外構工事その1が943万9,000円、外構工事その2が811万6,000円、バス停移設工事が213万8,000円で、外構工事は現在のところ終えておりません。したがって、現段階では合計1億8,799万6,000円の総額になります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

4番について財政課からお答えします。

建築、機械、電気設備等の入札率、それから総予算に対する執行率と申しますか、落札率についてお答えします。

建築につきましては80%、機械整備につきましては98%、電気整備につきましては94.2%、1億5,300万円に対する執行率でございますと96.2%となります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

残り時間がもうあと18分です。ある議員から、妹川議員、これだけ議題が多いとまた町はね、こちらから質問しなくて、質問の中から回答得なくていいようなものまで発言してくれるから、もうあなた10分、20分ぐらいしかないよというようなことも言われておりましたけど、まさにそのとおり、私もこのように議題が多い、確かに多いです。私も、これは反省しなければならないと思っております。

私は議員になって、どうして今、住民参画まちづくり条例でも、すばらしい文言がありますし、今町長が言われたように本当に努力していきたいと、またやっていると申すというような話でしたけれど、情報を流すだけじゃないんです。情報を流すだけではなくて、そういう広報だよりだけではなくて、12月議会にも書いてましたように、参画とはまちづくりに対して住民が単に参加するものではなく、計画段階から取り組む活動のことです。それから協働とは、役割を自覚し、信頼関係を築くとともに、そして町の責務としては、住民に対して住民の参画の機会を提供するもの、これを具体的にやらないといけないんです。

中央公園については、全く基本計画から進められておりますから、実施設計までできてませんということですから、これはこれでいいんです。ところが、前も言いましたけど、夏井ヶ浜にしるそういう、もう工事段階です。それから、あそこの遠賀川の左岸の遠賀川コミュニティー公園、あれについては全くそれもない。議会だよりもなかった。それからあの魚見公園の両サイド、あれも約3,000万近くかけてますね。あれも連絡もないし、情報もないし、住民の方々は、もう私もです。なみかけ大橋を行ったり来たりするときに、芦屋側から山鹿のほうに車で行ったときに右側のほうは工事が始まった。何だろうと、あのときは別に町会議員でもありませんでしたから、何だろうと、また自然を破壊してるか、あんなところにみんなが通るんだらうかというような気分でおりましたけど、今、議員となって調査してところ、何人かの議員が本当に必要なかと。そうしますと、助成金があるの、補助金があるの、そしてそういう過疎債が使えるから、持ち出し金はたったの6%ですよ、というようなことなんです。だから、3,000万円の6%といえばわ

ずかですけど、その九十何%は何ですか。税金なんです。だから、6%だから、だからじゃあやろうかと、事業の活性化になるんやないかということでやるわけでしょうけど。

もう少し。よく言うじゃないですか、今、問題になっている、大阪市長の橋下市長、今、職員の思想調査とか、教育基本条例をつくるとかやっていますけれど、あの方が府知事の時代に、大阪府知事代、ぼったくりバーという言葉を使いました。つまり、国から県に、市町村にこういう行事をなささい、事業をなささいということで逆に負担金をらを取り上げると、まさに、私は芦屋町の場合、国からまたは県から、特に県からでしょうけど、こういう助成金やそういう交付税をいただくことによって、何かしら市町村、自治体からやっているのではなかろうかというふうに思わざるを得ませんが、いかがですか、それについて。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

質問の趣旨から大分、かなり外れておるわけでございますが、今、大阪府知事の最後、お話されたわけでございます。あそこは政令指定都市です。大きな都市でございますが、その辺の話の中から出されたわけでございますが、ぼったくりという形で、今の妹川議員のお話では国、県が事業を押しつけているというようなお話でした。

逆に、我々の、全国津々浦々、北海道から沖縄まで離島も含めて、いかに結局、国、県に陳情をして、景気よく予算をつけていただくか、この辺に腐心しておるわけでございます。そして、税をいかに少なくして、国からの補助金をいただいて、そしてその余った分は、そしてまた住民サービスに使わせていただくというような形でありまして、その辺は随分、結局ちょっと、大阪の話出されましたけど、町村と田舎のほうのいわゆる地方の自治体との違いというものは妹川議員も認識していただきたいと思っておりますわけでございます。これぐらいでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それから浜口、高浜の問題、それからスーパーの問題、今、るる説明を受けましたけれど、説明を受ければ受けるほど疑問点がますますわいてきます。いかに情報を議会の皆さん方に資料、情報を出さなかったか。

先日、12月の議会で、もし、私は先ほど財団法人、公益の、それがいいならいいです。町はどうだったかと、町も同じことだろうと思うんですけど、じゃあ町が開発したときにどれぐらいのお金があって、必要で、どれぐらいの過疎債や地方債、交付税が取れて、結局幾らぐらいででき上がっていったのか、そして幾らぐらいで見込み販売ができるのかというようなことは、もう事前に全員協議会は3回やっていますけど、そういうのは20年、21年にでき上がっているわけでしょう。できてたんでしょ。なのに、どうしてそういう資料、私はたくさん持っていますよ。50枚も、七、八十枚持っています、こういう資料。議長を通して資料請求したときに、たった3枚しか出してないじゃないですか。3枚から4枚ですよ。それ自体が問題なんです。浜口、高浜にしても。

それから今、事業計画書を平成22年の11月臨時議会で決まりましたね。臨時議会で決められた。そのときも、議員が、「大体不動産鑑定は幾らですか」、「い

や、今持ち合わせしてません」とか、それとか、「大体近辺は、近辺の土地幾らぐらいするんですか」という議員の質問に対して、「わかりません」。わからないことないでしょう、あなたたち持ってるじゃありませんか、そういう資料。私、持ってますよ。そういう検討委員会をやってるじゃないですか。やってるでしょう。

だから、私が言いたいのは、住民に対して、住民参画というのは参画なんです。一緒に、ともにひぎを交えてやろうと、それが参画ですよ。議員に対しては、そういう情報を出さないから、不信感、疑惑を今度は感じてくるわけです。私はそう思ってます、今。これについては、次回に述べさせてもらわなくちゃならないと思ってます。

今、例えば浜口、高浜の執行率、落札率は、今九十何%と言われました。私は、最初の機械、電気の予定価格1回目から、大幅に800万、1,000万超えています。そして、機械、電気、いずれにしろ私の計算でいけば、全体の九十何%ではなくて146%なんです。いかがですか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

一応1億5,300万に対する落札率ということで、執行率は幾らかとなりますと、予算は1億5,352万5,000円でございます。入札経過の末、3つ、その3件を足しますと1億4,763万5,040円ですので、96.2%になります。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

失礼しました。今の、電気と機械については、1,000万円ずつ大体予定価格上げてますよね。だから、最初の予定価格から見れば、140から150%になりますねという、機械と電気だけのことです。まあそれでいいです、結構です。

それで今、私、港振興計画についても、全員協議会で開いて、それについても理解を得ているものと思いますと。12月議会では、鶴原副町長が「芦屋町の執行部は理解しているので、こういう里浜づくりなり、港振興計画なり、里浜づくりについては理解をしているので、皆さん方に説明しました」、です。そのとおりです。でも、企画政策課長は、「議員の皆さんは理解していると思っています」。だから、そこで私は理解してもらってるということじゃなくて、町が理解しているのであって、議員の皆様には説明をしたと、それが正しいと思います。だから、私はそこで、全員協議会は決定したんかと言わざるを得なかったんです。それでも、この港振興計画というのは平成21年6月ですよ。平成21年の6月に出してるわけです。再度聞きますが、全員協議会は1回目はいつありましたか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

平成20年の12月15日でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

ということであれば、港振興計画、新規芦屋にぎわい協働創出振興計画案、福岡県芦屋町事業仕様書、こんなのだれも知らないんですよ。議員の皆さんだれも知ら

ないんですよ。これで、理解していると思われるんですか。これについても、次回に説明せざるを得ない。2億5,000万円の国の予算から、そういう、つまりぼったくりするわけです。そして芦屋町はどうするかというと、海浜公園等施設整備事業と芦屋海浜公園環境整備事業、3,000万円を国からもらおうということなんかはだれも知らないんです。そして、すべてもらえるんじゃないんです。半分ぐらい。3,000万円のうち交付金は約1,300万、芦屋町は約1,600万、これはいつ議会で審議される予定だったんでしょうね。もう時間がありませんから、これについては、非常に情報提供しない。なぜ情報提供しないんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

にぎわい協働創出振興計画なるものについては、町と県との共同事業ということで、県のほうからお話がありました。今、妹川議員言われました3,000万の件については、共同事業の芦屋町分として申請をしなければ、当該事業に関する補助金がない、こういう前提がございました。

ただ、審議についてはその事業に関する予算計上を議会にする必要がございますので、その予算計上の中でご説明をすると、そういう考え方でございましたが、このにぎわい協働創出振興計画なるものについては、当時の民主党政権ですか、そのいわゆる事業仕分けの関係等々でできなくなった。いわゆるこの事業自体が、この交付金事業自体ができなくなったことによって、この事業を取り下げたと。したがって、今の事業とこの事業とは何ら関係がないと、そういうことになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

一応取り下げられて、今度は社会資本整備計画の中の港湾整備、環境整備事業というものに乗かえて、今、必死で県はやっております。この3,000万円は、今、もうお金を要求することはないと、できないと、残念ですね、それは。でも、私はそういうぼったくり的なことはやってほしくないと思うんです。本当、そう思います。

そしてやはり、私は最後に言いたいのは、先ほども壇上で言いましたけど、芦屋町の歴史に最大なる汚点を残すであろう、そう思います。過去、芦屋港をつくった、それによる浸食、堆積、もうだれもが認めてます。もう県もやっと認めました。港湾をつくったことによって浸食が始まり堆積になったということは、もう県も認めております。そしてそのために港湾に入る航路に支障が来るからといって防砂堤をつくった。これも、前町長です。これもやっぱり、国から、県から従属的な関係。私は市町村が、今、地方分権一括法というのがありますね。そういう形で、対等な形で市町村が単位ですから、町民がおって、市町村、自治体があるんですから、それからやはり要求していかなければならないというふうに考えています。

以上で終わりたいと思います。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここでしばらく休憩いたします。再開は11時10分から行います。

午前11時00分休憩

.....
午前11時09分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

次に、10番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おはようございます。日本共産党の川上です。発言通告に従いまして次の質問をいたします。

第1に障がい者施策について伺います。

第1点目に、厚生労働省が障害者自立支援法にかわる障害者生活支援法の概要を明らかにしましたが、新法制定に向けたこの間の約束をほごにした政府・民主党に対して障がい者から怒りの声が上がっております。障がい者と家族の合意を破り、当事者の願いに逆らう法案づくりを行う国に対して町はどう考えるのか、また、町として意見を上げるべきと考えますが、町長に伺います。

2点目に芦屋町障害福祉計画（素案）では、相談支援体制の充実・強化が挙げられていますが、相談支援事業のおくれの課題とその要因についてどう考えるのかを伺います。

3点目に、成年後見制度の利用を支援することになっておりますが、町として成年後見の育成を図っていくべきではないのか、町の見解を伺います。

第2に、町内業者育成支援について伺います。

住宅リフォーム助成制度については、本会議においても、この間3回取り上げ、芦屋町においても町内業者の育成のため実現を求めてまいりました。

福岡県内では、当時取り組んだ自治体はゼロでしたが、新年度からの実施を含めると17自治体の実施を行い、商品券方式を含めると3割の自治体が行っていることとなります。北九州市においても、バリアフリー対策に限ってですが、住宅リフォーム助成制度を行うことになりました。

芦屋町でも地元商業活性化につながる住宅リフォーム助成制度を行うべきではないでしょうか。伺います。

第3に柏原海岸一帯の整備について5点伺います。

第1に、柏原漁港への中波止への荷さばき所の移転が完了するが、堂山エリアの漁港と遊歩道のすみ分けのスケジュールはどのようになるのか伺います。

2点目に、堂山一帯の観光資源の整備、特に堂山の崩落、石塔群上屋の改修は今後どのように考えているのかを伺います。

3点目に柏原海岸西の浜辺の浸食、擁壁の陥没の対策はどう対応するのか、また、遠賀川河口は砂の堆積により浅くなっているが、町はどのように対応するのかを伺います。

4点目に夏井ヶ浜海岸の浸食によるがけの崩落問題を議会でも取り上げましたが、その後の県との協議の進捗状況はどのようになっているのかを伺います。

5点目に夏井ヶ浜はまゆう公園が4月に開園しますが、安全対策は十分にとられているのか伺います。

以上で、第1回目の質問を終わります。

なお、質問が多岐にわたりますので、答弁は簡潔、明瞭にお願いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは、簡潔に答えさせていただきます。

障がい者施策についての①でございますが、町としてそれに対し意見を上げるべきということなのですが、議員ご承知でご質問されてると思うんですが、私も新聞報道でしか知りません。新聞報道によりますと、これはあくまでも民主党の政策検討作業チームが廃止を見送って改正にとどめる方針を決めたという1党の、与党ではあるわけでございますが、与党の政策作業チームがそういうふうにしたということで、今、議員もご存じのように、なかなか国のほうは政策が前際進まない、決められないという状態の中で、これが障害者生活総合支援法は今後どのようになるのかというのは皆目見えないわけございまして、そういう状態の中で、町が意見を述べるということは差し控えさせていただきたいと思うわけでありまして、

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

それでは、要旨2についてお答えいたします。

相談体制の充実・強化でございますが、以前は役場福祉課のみで行ってございました相談を、平成22年度からみどり園に相談支援事業を委託しております。そして、より広く相談を受けやすい体制をとっております。みどり園での相談件数は、平成22年度が15件、平成23年度は1月末で17件となっております。そのほかに、県の委託事業といたしまして、障がい者相談員として、身体障がい者相談員が2名、知的障がい者相談員が1名、計3名の方が受託され、相談をお受けいたしております。

また、福祉課におきまして作成しております障がい者福祉のしおりというのがございまして、これを障がい者手帳交付のときに配布いたしております。このしおりの中には相談窓口も掲載しております。

しかしながら、まだ利用者が少ないのが現状でございます。今後は障がい者手帳交付等で来庁されたときに、この相談制度につきまして詳しく説明いたしますとともに、広報やホームページなどあらゆる機会を通じて、相談事業の周知を図っていき、相談しやすいものにしていきたいというふうに考えております。

現在策定しております芦屋町障がい福祉計画におきましても、相談支援体制の充実・強化を挙げております。相談窓口を充実させるため、対象者への周知徹底を図るとともに、相談体制の一層の充実を図ってまいります。

また、地域での相談活動といたしまして、障がい者相談員や民生委員さんの協力を得まして、障がい者が生活する身近な地域で気楽に相談ができるよう研修や情報交換を積極的に行ってまいります。

次に、要旨3の成年後見制度についてでございますが、まず、成年後見人制度とは、認知症知的障害、精神障害などの理由で、判断能力の不十分な方々は不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設の入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする人があっても、自分でこれらのことをすることが難しい場合がございます。また、自分にとって不利

益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見人制度でございます。

平成24年度から実施いたします成年後見制度利用支援事業につきましては、この成年後見制度の実施の促進を図るものでございます。対象者は、障がい者福祉サービスや介護保険サービスの利用の観点から、成年後見人制度を利用することが有用であると認められる障がい者や高齢者で、成年後見人制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方でございます。

広報やホームページで、この制度について掲載するようにしております。また、障がい者や高齢者にサービスを提供いたします事業所に対しましても、制度の説明をしていくようにしております。

後見人になっておられる方は、2010年の最高裁判所事務総局の概要によりますと、2万8,600人が後見人になっておられます。そのうち、家族や親族が58.6%でそのほかの方は第三者後見人ということで、弁護士や司法書士、社会福祉士などがなっておられます。

市民後見人の養成につきましては、県社会福祉協議会などで養成講座が実施されておりますが、郡内の福祉担当課長会議におきまして、市民後見人の養成をどのようにしていくのか協議していくことにしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

件名2、要旨1、住宅リフォーム助成制度については、芦屋町の建設業者に発注するにしても、業種が限定されることで町内業者全般にわたっての経済効果が薄いという考えからと、町内業者の育成については入札制度の改正、制度融資などを行っていることから、芦屋町としては現段階での実施は困難であります。

芦屋町では、商工会へプレミアムつき地域振興券発行事業への助成を行うことで、平成24年度の一般会計予算案に計上しております。商工会では24年度の地域振興券の発行に当たり、一般的な振興分とリフォーム振興分の発行を検討しております。

件名3、要旨1、柏原漁港の環境整備として、町の実施計画に計上しているスケジュール案では、環境整備の実設計画委託を平成25年度に行い、この結果による環境整備工事を平成26年度に計画しております。整備内容としては、漁港エリアと海洋レクリエーションエリアを分けるもので、平成24年度に遠賀漁協などとの具体的な協議を始めます。

件名3、要旨2、柏原漁協の環境整備には3つの工程を考えています。1つ目が、先ほど述べました漁協エリアと海洋レクリエーションエリアを分ける整備工事、2つ目がお堂のほうの堂山の崩落工事です。3つ目が洞穴のほうの洞山の崩落工事です。

町の実施計画に計上しているスケジュール案では、平成24年度にお堂のほうの堂山の崩落防止工事实設計画委託、25年度が実設計画に基づく堂山崩落防止工事と洞穴のほうの洞山崩落防止工事实設計画委託、26年度が洞穴のほうの洞山の崩落防止工事と考えております。

件名3、要旨3、柏原海岸西の護岸改修につきましては、崩落部分を補修するこ

とで平成24年度に予算計上しています。

遠賀川河口は、砂の堆積により浅くなっているという内容についてですが、平成21年12月に、遠賀漁協から干潮時遠賀川河口部分の水深が約1.5メートル、港湾内の漁港航路部分の水深が約1メートルと浅くなっているため県に要望してほしいということで、県土整備に町からも要望しました。そのときの回答では、港湾内についてはしゅんせつを計画、河口については航路となっていないためしゅんせつは難しいというものでした。平成22年9月から23年1月にかけて港湾内についてはしゅんせつが行われています。河口部分のしゅんせつ要望があることは県土整備も認識しています。町といたしましては、再度要望する考えでございます。

件名3、要旨5、夏井ヶ浜はまゆう公園は自然を残した中で、景観を生かしたものです。

安全対策としましては、2つの展望園地には転落防止さくを設置し、また、がけまで近いところは人どめさくを設けています。現在、公園の西側につきましては、がけまで近い立入り禁止という注意看板の設置を検討しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

夏井ヶ浜海岸の浸食の関係で財政課のほうからお答えさせていただきます。

夏井ヶ浜海岸の崩落防止につきましては、平成20年度から福岡県の町村会等を通じて県に要望しております。平成21年度におきましては、県で夏井ヶ浜の調査設計業務委託及び測量業務委託が実施されております。今年度、予定ですが、保全区域の測量調査委託も実施されております。

芦屋町としましては、現在この地域が一般公共海岸という県の指定になっておりまして、対策工事等を実施するためには、まずは海岸保全区域の指定を受ける必要がありますので、今、そのための作業を福岡県と現在調整をお願いしているところでございます。

今後のスケジュールとしましては、指定までに区域の決定、それから境界の確定、県港湾課との事前協議等々、期間がおおむね1年程度かかるだろうということですので、スピード化を図りながら福岡県と協議を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、障がい者施策の問題から質問いたします。

まず、第1点目の国に対しての意見は差し控えられるということで、町長の答弁の中では、民主党の部会の答申というようなことでしたが、これは厚生労働省が、最終決定ではありませんけど、中間報告として出したものであります。

この間、障害者自立支援法につきましては、障がい者が生きていくために不可欠な支援を益とみなして、そしてこれを障がい者に原則1割の応益負担を強いるというこういった過酷な制度であるということで、障がい者ら71人が全国の14の地方裁判所に生存権の侵害であり憲法に違反すると違憲訴訟に立ち上がるという、こういった幅広い国民的な戦いが大きく燃え上がりました。この中で09年、総選挙でも、民主党自身も自立支援法の廃止、こういったことを掲げまして、そして裁判

の中で全国弁護士との、同法が障がい者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを心から反省したという明記した基本合意文書を結んで、自立支援法の廃止と新法の実施を約束したわけなんです。

こういった中で、同時に、その後、障がい者が当事者として会議メンバーに加わった障害者制度改革推進会議と総合福祉部会の中で、昨年8月に総合福祉部会が新たな骨格提案というのを取りまとめました。この内容というのが、まず第1点目に、障がいのない市民との平等と公平、そして谷間や空白の解消としてすべての障がい者を政策の対象とすること、3点目に格差の解消、そして4点目に放置できない社会問題の解決として精神障がい者の社会復帰を進める、あと5点目に本人ニーズに合った支援サービス、安定した予算の確保という、こういった6つの目標が示されたわけです。

ところが、厚生労働省が今回示した法案の概要は、原則無償化を見送って、対象とする難病患者の拡大も一部にとどめるということで、また骨格提言が廃止を求めている障害程度区分も盛り込んでいます。また、障がい者を6ランクに分けて機械的にサービスの内容を一方的に決め、利用制限の手段とされているもの、障がい者の生活実態や支援の要望が反映されないこういった仕組みになっております。

こういったことに、障がい者の総意を無視されたということで、大変許されないということで、障がい者自体が大きな声を上げてるわけです。ですから、まだこれは最終決定ではないということなんで、やはり芦屋町のいろんな障害者団体、こういった方々の声を聞きましても、総合福祉法に期待してたが民主党の裏切りに本当に失望した、怒りがわいている、そういった声が多く聞かれます。

ですから、ぜひまだ決定してないこの法律を、やはり先ほど言いました6つの目標をちゃんと提示した内容で総合福祉法として認めさせるという、こういったことが今障がい者の本当に大きな願いとなってるわけなんです。ですから、町としてもこういった意見を、ちゃんと障がい者の声を聞いた総合福祉法にしようという意見を上げていただきたいし、また芦屋町で無理であるんなら4町の町長会、そういったところでも提起してきていただいて、ぜひ国に対して障がい者の心を酌んだ法律にするように努力していただけたらと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、詳しく川上議員が説明していただきました。本当に不勉強で申し訳ないんですが、内容の吟味というか、その辺についてはまだ深く承知してないわけでありまして、やはり障がい者の方、それで、それと障がいを、家族の中におられる心情を察するには余りあるわけでございます。郡の町長会で上げる前に、まず議員が議会の中で声を上げて意見書なり何なりを採択され、そしてその後郡の町長会としてこれを上げようというふうな手順になろうかと思っておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今回はこの意見書上げる時間的な余裕がなかったんでできてませんが、ぜひ次回6月の議会には意見書としても上げたいと思いますし、町長としても、町長会の

中でもそういった方向でぜひ努力していただきたというふうに思います。

それと2点目、相談事業につきましては、3名程度ということで大変少ないという状況ですが、これは前回、障がい者福祉計画を策定したときも一定の相談事業を行うというふうに計画の中ではなっていたわけなんです、それが実際できてなかった。そして平成22年にみどり園に委託して初めて相談事業というのを行うというふうなことになったと思いますが、本年度予算は、この相談事業についてはどのくらいになっているかわかりますか。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ちょっと細かいことなんであれですけど、予算書の74ページと75ページ、ここに障がい者相談事業委託料と相談支援事業費という2つの項目で上がってますが、この2つともが今回の相談事業の予算となるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

74ページのほうで上げております、まず、今県が委託しております相談員につきましては、24年度から町のほうにおりてきておりますので、これにつきましては、報償費のほうで7万1,000円計上いたしております。

それと、すみません、時間とりまして申し訳ございません。74ページにあります障がい者相談事業委託料でございますが。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

結構です、後で。

○福祉課長 松田 義春君

申し訳ございません。

○議員 10番 川上 誠一君

とにかくこの予算書を見ましても、予算額が少ないんじゃないかというふうに思うんです。平成22年からみどり園にさせていただいてるということですが、このみどり園自体の中に相談室とかそういった部分で、ちゃんとした独立した事業としてやられているかという、実態を見に行きますとそうではなくて、やはり相談者があったときには一室を使ってやるとかいうふうになってますし、また、そこに担当する者も兼務でおるということで、独立した相談事業というふうにはなってないというふうに感じましたので、やはりそういった点では、ちゃんとした独立した事業としてするようにそういった相談室とか、そういった部分も設けるべきではないかというふうに思いますし、また、何よりも1事業者に委託していくという点になれば、例えば、そういった施設を、遠い方とか利用されない方という方が利用するというのはなかなか敷居が高くてされないんじゃないかというふうに思います。そういった点では、そういったところではなくてちゃんとした独立した、町の中で相談事業所を持つという、こういったことも必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

みどり園の相談室につきましては、確かに独立した相談室という形ではございませんが、今後みどり園と協議いたしまして、そういった形で相談を受けていただけるような部屋の確保と申しますか、その辺を協議いたしておきたいと思っております。

町の中に相談所を設ける必要があるということでございますが、この件につきましては、今、みどり園だけでお受けしてはいますが、ちょっとこの辺みどり園さんとも相談しなければいけません、例えば公民館とか、そういったところで日にちを定めまして、臨時の相談室と申しますか、そういったところをやりたいと、その辺を協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

周知徹底も十分行いながら、そういった障がい者の相談事業も充実して行って、障がい者の要求を酌み上げていただきたいと思っております。

続いて成年後見人についてですが、成年後見人については今後やっぱり必要になってくる事業だというふうに思いますが、今言われましたように障がい者の増加、そしてまた高齢者の増加、単身世帯の増加など、社会環境の変化から今後成年後見人の利用者がふえることが考えられますし、また、成年後見人もそういった弁護士とか、そういった方ではなくて、一般的な市民の中からつくるという市民後見人、こういったことの養成が必要になっております。

これは中間市が、中間市の社会福祉協議会が行った中間市民後見人養成講座というのをやってますが、ぜひ遠賀郡内でも4町と協力いたしまして、こういった市民後見人養成講座、こういったものを行っていただきたいというふうに思いますが、そういった計画は今後あるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

市民後見人の養成につきましては、まだ郡内の担当課長会議の中で、まだ頭出しをしたところでございますので、今後ずっと詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは時間がありませんので、次の住宅リフォームについてです。

住宅リフォーム制度については、今回、なかなか困難、条件的にも困難だということでしたが、お手元に資料があると思っておりますが、住宅エコリフォーム助成制度スキーム新旧比較ということで、これは北九州市が今度の議会に出したものですけど、今度の2月の定例会に北九州市では予算が計上されて、住宅リフォーム助成制度を導入することが決まりました。これは今年の6月に、自民党と共産党の議員団で共同提案して議会議決を行い、北九州もやっぱり地場の中小・零細企業が厳しい状況にあるということで、こういった制度を導入することになったわけなんですけど、今回は省CO₂など、エコ改修に加えて、バリアフリーにかかわる工

事等についても助成を拡充するという環境未来都市住宅リフォーム等促進事業ということで、これが2億円と債務負担5,700万円の予算で計上されております。このスキームにありますように、現在やられているエコ基本工事とエコプラス工事という国の事業ですけど、これをエコ期間中にはこの工事と、北九州独自の工事で住宅リフォーム制度を加えたもので行い、そして平成24年の国の制度が切れた後には、北九州の補助によって住宅リフォーム助成制度を行うということです。これで、最大で60万円の対象工事費が出るという、こういった制度をしております。これによって、2,200戸の地元事業者による住宅リフォームが生まれるとしておりますし、今後できる具体的な事業については、4月1日実施を目標にいろんなメニュー化をして具体化するという、こういったことになっております。

先ほど言いましたように、住宅リフォーム助成制度、当初は福岡県内ほとんどなかったんですけど、現在は筑後市、大木町、筑紫野市、苅田町、春日町、飯塚市、桂川町、志免町、広川町、嘉麻市、小竹町という、こういった町が実施しておりますし、また、今年4月からは大川市、宮若市、久留米市、大牟田市、香春町、小郡市、こういったところが実施するようになってます。予算規模としては10%の助成率で、上限10万、予算額として200万程度で、大きな市については1,000万とか、市の規模によって違うわけなんですけど、こういったふうに地場の中小・零細企業者を支援しようという自治体がどんどんふえてきているわけです。

12月の筑紫野市の議会では、平成23年度予算の住宅リフォーム助成制度の効果を当局はこういったふうに言っています。1,000万円で太陽光発電51件、住宅改修工事60件、総工事費が2億191万円の実績があったと、これによって20億円超えの経済効果があったというふうに市当局も認めております。今後、市民や施工業者も好評であることから、今後の状況を踏まえて続けるかどうかを検討していきたいというふうな答弁になっております。

小郡市では、12月議会で近隣の筑後市や筑紫野市の事例を挙げて、全国的に商業活性化につながっている、前向きに検討すると答弁を行って、新年度からは1,000万の予算で実施することが決定しております。

また、佐賀県では、これは佐賀県自体が県の事業として行っておりまして、23年度から25年度までの3年間で、基金を設立して20市町村とともに住宅リフォーム助成制度を始めてるということで、これは基本助成50万円以上に15%助成、上限が20万円、それから住宅性能向上など加算助成、これはバリアフリーとか耐震化とか、また県内産木材を使用したりとか、そうすれば上限20万を行うということで、最高40万円までの助成で、約20億円を予算措置しているということでございます。

これに加えて佐賀市では、今度は市の独自の助成制度をつくって、さらにこれに10万円上乗せしてそういったリフォーム助成を拡充させるという、こういったことを九州でも行うようになりました。

こういったふうに、大きな成果もやっぱり上がってますし、先ほど言われた商品券方式による住宅リフォームも、例えば遠賀町とか水巻町も50万までということを出ております。これは10%の上乗せだから5万円の補助ということになっておりますが、ただ、やはりこの商品券方式という点では、やはり住宅を改修しようとする人はそれをすることができず、住宅リフォームの場合では住宅を改修するんじゃなくて、業者がやはりこういった助成制度ができているから住宅を建設しませんかということで仕事をとって回って、そして仕事を生んでいくということで、

大きなやっばり違いがありますので、やはり商品券方式ではなくて、町独自のやはり住宅リフォーム助成制度、こうしたことをやったほうが地元業者の活性化、商業の活性化、こういったことにつながるというふうに思います。

こういったふうな、福岡県内でも大きな変化が生まれているわけなんですけど、こういった状況は、町は調査、研究、そういったものは行っているんでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

以前、川上議員より社会資本総合整備交付金による住宅リフォーム制度ということでご提案いただきましたので、福岡県のほうに出向いて調査を行っております。

福岡県では、問い合わせたところ住宅リフォーム制度の創設は可能です。しかしながら、この交付金を使った場合、住宅リフォーム制度は単なる修繕は該当せず、機能性の向上、それから長寿命化が図られるリフォーム事業、具体的にはペアガラスの設置や防水性が高い壁の改修などに限られることから、利用者は非常に使いづらくなることが想定されるとのご意見をいただいております。したがって、現実的には県内で社会資本総合整備交付金を活用した住宅リフォーム制度というものは創設して自治体はないという状況でございます。

また、国においてもエコポイント制度というものが現在創設されており、制度の検討をもう少し加える必要があると考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

福岡県はあんまり積極的じゃないということがありますが、今後佐賀県の実績とか、また今度北九州が行った問題というのを見れば、当然こういった流れが福岡県内また九州周辺にも広がっていくということは明らかであります。

先ほども、午前中にやっばりスーパーA S Oの問題とかも出ましたが、確かにスーパーA S Oによって商業の活性化を図るということは、それは町長の施策として結構でしょうが、また、もう完成間近ですから、こういったことが建設によって町の活性化につながるように努力しなきゃいけないというふうには思いますが、スーパーA S O、大手資本に対して1億5,000万、2億近いお金をぼんと出すことを決めて、また地元のそういった中小・零細業者に100万円の住宅リフォーム助成の資金を提供するという制度をつくるというそういったことには後ずさりするという、そういった点では私はおかしいと思います。やはり、まちづくりの活性化という点では、そういった商業の活性化、大きなスーパーをつくることも結構ですけど、やはり中小・零細の企業、こういったものがちゃんと芦屋町でちゃんと足をつけて運営ができるようにしていくという、これがやはり町の商業の発展ではないかなというふうに思います。

時間がありませんので、次の問題に移ります。

漁港のすみ分けの問題ですけど、再来年ぐらいにやられるようになってますが、当然、堂山エリアのすみ分けというのはやらなきゃいけないんですけど、今回、新中波戸に燃油タンク、製氷庫、荷さばき場が整備されたわけなんですけど、荷さばき場を造ったことによって、今まで燃油タンクにフェンスを張って観光客とか釣り

人が入らないようにしていたのが、そのフェンスが撤去されました。今、観光客とか釣り人が燃料タンク付近でも魚釣りができるとかそういったような状況が生まれてるわけなんですけど、これは、この間燃料タンク付近で釣り人がたき火をしたりとか、また燃油給油所で釣竿を下げて、油が積みなくなってトラブルになったりとか、そういった問題があったんで、フェンスを張ってたんですけど、今後、堂山エリアと同様に、漁業エリアに関して、そういった漁業エリアと海洋レクリエーションエリアにすみ分けするようなフェンスを設置することが必要となると思いますが、具体的に言えば、芦屋港湾の芦屋漁港、芦屋支所の漁船のたまり場のような感じでやっぱりすべきだというふうに思いますが、そういった点では、今後その点についてはどのようにお考えなのか伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

漁業エリアとレクリエーションエリアに分けるということは基本的にはフェンスの設置などを考えておりますが、内容につきましては遠賀漁協などと検討いたしまして、相談、協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ今後、そういった問題も含めて協議をしていただきたいと思います。

続いて2点目、堂山一帯の観光資源の整備の問題ですけど、これは資料を配布してありますが、資料の番号の9番、10番、2枚目の9番と10番です。堂山西側の新たながけの崩落ということで、この間崩落していた以外のところも、こういった相当大きな岩場から崩落しているという現状もありますし、また、その裏側の一番突端の公衆トイレの横、こういったところも崩落して、このようにトイレの横まで岩が落ちてきてるということで、これもトイレが壊れなくてよかったわけなんですけど、こういった状況が起こってるんで、ぜひ今進められてる設計計画、早急に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それと、下の11番、12番、堂山石塔、地蔵、石塔群です、これは。石塔群の屋根の傷みということで、ここにも屋根がもう朽ちてしまって、水が浸食して軒がもう腐れてしまってるとか、かわら割れているとか、こういうことになってるわけなんですけど、これについての整備はどのようにされるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

それでは、生涯学習課のほうから、この写真の11、12、堂山千体地蔵の屋根の傷みですけど、堂山石塔群と申しますけど、この上屋の補修につきましては、年度途中からこういう症状が出まして、当初予算には計上しておりませんでした。それで、予算残で執行するというので、現在もう既に修復の工事にかかっております。来週中には工事が完了する予定です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ整備を進めていただきたいと思います。同時に、この堂山の石塔群とかは、郷土史研究会とかそういったところがやっぱり光を当てて、これは源平合戦のときの供養塔ではないかとかいうことで、芦屋町には山鹿城とか、また大君神社、また堂山の石塔群とか、こういったものもありますし、また堂山自体にも平家の伝説みたいなものも残ってるということで、平家の、そういった源平合戦とのかかわりあいの深いところなんですけど、こういったところの観光資源自体にも、もっとやっぱり活用して、観光産業の発展のためにも使うべきじゃないかなと考えますけど、特に最近ではみやま市とかも平家祭りを行ったりとかっていうことで、そういったことで観光客の導入を図っておりますが、今回、芦屋町観光基本構想推進計画とかそういったものもされるようですが、こういった歴史的なものについての光を当て直すという点、そういった点ではどのようにお考えでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

歴史ということでも、再度資源を見直していくという基本的な考えがございます。

観光ということでいきますと、堂山も含めてでございますが、やはり交流人口の増加を図っていくというのがやっぱり一番の目的だろうというふうに考えてます。そのためには、先ほど申しましたように、堂山などの安全性や利便性を高めることが肝心ではなかろうかというふうに考えております。そして、堂山、海の駅、歴史の里、釜の里、マリンテラス、それから魚見公園、そしてサイクリングロードという、そういう周回性を高めることも大切だろうというふうに思ってます。

先ほど議員が言われました平成24年度に観光基本構想というのを計上しております。これにより、堂山一帯を含めた、またその観光資源も含めたものを、芦屋町の観光振興の指針を策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういった歴史的なものにも目を当てて、光を当てて観光振興を図っていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、3点目の柏原海岸西の浸食の問題、これは資料の一番上の1から6です。

まず、第1点目が、柏原海岸西の擁壁の階段の沈下状況ということで、もう柏原海岸の波よけの擁壁が、もう1メートル近く口をあけているような状況です。これまでも少しずつあけとったんですけど、最近急にまた浸食が激しくなって、こういった状況になっております。ここは七、八年前でしたか、子どもが足を、転落してけがをすとかいう、そういった事故も起こってます。それからまた、この擁壁の下はもう既に砂がとられてしまっていて、2番目に見てもわかるように、階段の下は空洞になっているという状況です。それから、5番目、6番目を見ますと、この海岸には砂浜があったんですけど、この砂浜の砂が引けて、もう岩場が出てきているような状況です。これ、岩場が1.5メートルぐらい出てるんですけど、1.5メートル砂が引けられて、こういった状況になって、擁壁の底を洗って陥没していくという、こういった状況が生まれております。

これは、4枚目に、芦屋港平面図というのがあるように、これは中にありますように柏原漁港区というのが、柏原港の奥から中心にしてありますように、柏原漁港区域内ということになっております。そういった点では、この海岸線また構造物の維持管理については、管理責任、それは芦屋町にあるというのが問題です。そういった点では、芦屋町がこれを浸食の問題、またこの陥没の問題に対してちゃんとした責任をとらないといけないというふうに思いますが、その点は間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

柏原漁港区域につきましては、芦屋町の管理ということになっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それと、今度は4番目をごらんください。4番目は遠賀川河口の砂の堆積ということで、この川の中心部のところが白波が立っているということで、この辺一帯がもう水深が浅くなる、干潮時には1.5メートルとか1メートルとかそういった状況が生まれてるということで、船なんかのスクリューとかが当たるような状況が生まれております。当然、これもさっきの答弁にありましたように、しゅんせつの要望が出てるわけなんですけど、ただこれ、問題点は、この横が浸食した浜になってるわけです。ですから、確かにこれを掘ることも必要なんですけど、これを掘ることによってさらにまた今度は隣の浜の浸食が進むというそういったことも懸念しなけりゃいけないというふうになります。まだ、ここを掘ることは決まっていませんけど、やはり当然掘ることに努力はしなきゃいけないと思いますし、それと同時に砂の浸食との関係をどうするかという、そういったところを考えなきゃいけないという、ただ、これはやっぱり二律背反的に考えるのではなくて、やはり砂をも取るし浸食も押さえるといって、こういった工法とかいいますか、工事といえますか、こういったことをしなけりゃいけないんじゃないかなというふうに考えています。

私は、根本的には、この浸食、堆積の問題、これは朝の妹川さんの質問にもありましたように、芦屋港湾をつくったことに一番の大きな原因があると思います。港湾をつくることによって潮の流れが変わって行って、こういった片っぽは浸食する、片っぽは堆積するという、こういった異常な事態が生まれてるんだということ。

11月の19日に三里松原の豊かな海を目指すというシンポジウムが岡垣で開かれましたが、このときも芦屋海岸の浸食の問題を岡垣や芦屋、北九州を含めて考えていこうというふうに言われました。ですから、ぜひこの問題についても、この協議会の中で取り上げていただいて、どうするかという問題、また、ここはもう波も大きく、港湾ができたためにできて、台風時なんかにはこの近くの家はもう波が打ち寄せるたびに家が揺れるような状況になっというのがありますので、ぜひ消波提をつくったりとか、そういったことも対策が必要になりますんで、そういったことを含めたことをこういった中で協議していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

芦屋港による三里松原海岸の浸食対策関係にこの柏原海岸西の浸食と河口部分の砂の堆積関係が含まれ協議されるのかということにつきましては、行政の中で検討させていただきたいというふうに考えております。

それと消波提ブロックにつきましては、まだ県のほうに柏原海岸西の浜の浸食と河口部分の砂の堆積関係のことを伝えていませんので、どういう要望をすればよいのかということを考えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、時間もありませんので、続いて夏井ヶ浜の崩落問題です。

これは写真の7番目と8番目ということで、夏井ヶ浜の五平太という料亭がありますけど、その下がえぐられてる問題です。

これは前回でも取り上げましたが、その後協議されてるようですが、まだこういった状況になってるということです。ここには地層もあっていろいろ工事するのに問題点も多いと思いますが、ただやはりがけも相当えぐられて危険な状況にあつてますんで、やはりそういったことで放置しとくとというわけにいかないんで、やはり一刻も早く進めるということと同時に、またがけ自体の工事ができないにしても、こういったがけが浸食されないように海の中に消波提をつくるとか、そういった工事が先にできると思いますので、そういった部分も含めてさせていただきたいというふうに思います。

それと、8番でわかるように、がけの崩落も起こっております。そういった点では、堂山も崩落事故が起こって大変だからということで、一応救急処置として立ち入り禁止とかロープとかを張っております。ここも前回質問して、やはりそのままで、立ち入り禁止とかまたロープも張られてないというそういった状況なんで、これについても早急にロープを張ったり立ち入り禁止、崩落注意、そういった看板を立てるべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

早急に対応したいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ぜひそういったことを対応をしてください。

それと5番目に夏井ヶ浜はまゆう公園の問題です。

資料の一番最後の12番から17番、これは2月の25日に行ったときなんですけど、その前に行ったときは、もっとういっただころは草も生えてたんですけど、今は手を入れられこんな状況になっています。

ただ、問題なのは、このはまゆう公園の西側のさくの先です。13番、14番のところ、ここもう90度のがけになっていまして、高さが20メートルの上あるというようなそういった場所です。10年ほど前には、ここから転落事故が起こって、

死亡事故もあっています。そういった点では、12番に見られるようなはまゆう公園西側のさくということで、一応さくはつくっておられますけど、これはもう足でまたげばすぐ入れるような状況になってます。こういったはまゆう公園、ターゲットは若い人を中心に考えてると思いますが、そういった若い人が来ればやっぱりこういったところに出ていって、はしゃいで転落事故が起こるとか、そういったことも考えられますんで、やはりこういったところについても、ぜひさくを張ったりして、転落事故がないようにすべきじゃないかなというふうに思います。

また、15番のはまゆう公園北側、これについても階段の近くにこういったがけが、何も警告も何もないままに放置されてる状況です。これについてもちゃんとした警告を出すべきじゃないかなというふうに思います、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

ご指摘のあった箇所を含めて、注意看板などの設置を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

立て看板と、やはり東尋坊あたりに行ってもちゃんとしたさくができてますんで、やっぱそういった部分も含めて考えていただきたいというふうに思います。

それとはまゆう公園の周辺を歩いて見ますと、やっぱりはまゆう公園近くには、松が焼けた後の松枯れ状況なんかも広がってますし、また階段をおりたところでは、浜におりればやっぱり17番であるようにごみが漂着しているという、こういった問題があります。これは、ここをいろいろNPOに登録するとか、それからまた恋人の聖地プロジェクトの申請をするとか、また芦屋町観光基本構想推進計画の中で観光を打ち出していくとか、そういったことが言われてましたが、そういったことのまず前提となるのが、こういったごみの対策を、景観をどう守っていくかという問題がありますんで、そういったところを含めて、やはり公園内の整備をすべきだと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 中西 新吾君

松枯れにつきましては、松の撤去を行うように検討したいと思っております。

それと、ごみの問題ですが、これが町有地なのかどうなのかというのはちょっと確認ができないものですから、それを確認させていただいた後に、その所有なり、県であれば県、そういうとこに要望していきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひそういったことでしていただきたいと思います。

いろいろ大変多く言いましたんで、やっぱり全部を一遍でちゅうことにはならん

と思いますが、やっぱりこういった問題点があるということをご認識していただき、海岸一帯の保全に全力を尽くしていただきたいということをご申しまして、一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、13時30分から再開いたします。

午後0時07分休憩

午後1時28分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、9番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

9番、今井です。一般質問の通告書を読み上げて第1回目の質問といたしたいと思っております。

件名、税について、要旨①税収（住民税、法人税の推移と今後の課題）。②ふるさと納税の実績。

件名、船頭町駐車場について、①当初5年間に賃料減額申請が業者からあり、この金額853万7,000円を減額したとのことであるが、いつ申請があり、だれがいつこの申請を承認したのか。要旨②1億5,000万円の内容については、都市整備課ではその金額の検証はしないとの回答でございました。これは12月議会です。では、やるべき検証はだれが行ったのか。

これで、私の第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 境 富雄君

件名の税について、要旨の①税収の推移と今後の課題についてお答えをさせていただきます。

まず、税収の推移につきましては、20年度と22年度を比較した場合についての説明をさせていただきます。

まず、法人町民税でございますが、20年度決算ではおおむね3,700万円、22年度決算ではおおむね2,500万円、この2年間で1,200万、33%の減の状況でございます。

今後も各企業等の収益が上がらなければ、当然税収の期待がないというふうに考えております。

次に住民税、いわゆる町民税でございますが、20年度決算ではおおむね6億5,500万、22年度決算ではおおむね6億100万、この2年間で5,000万程度、約8%減の状況でございます。

今後の課題としましては、1点目に現年課税の滞納額をいかに抑えるか、そして2点目として、現在4,300万程度の町民税の滞納額をいかに1円でも多く収納できるか、この2点が重要であるというふうに考えております。

徴収率については、おかげさまで近年現年課税分で98%を超えております。滞

納分につきましても22%を上回る成果を上げている状況でございます。

税務課としては、今後、現年課税の滞納額を抑えるために、普通徴収から特別徴収への切りかえなどの推進、また、固定資産税等を含む2億3,000万の滞納分につきましても、まず、ご存じのように、近年若い職員が多うございますので、20年度設置した滞納整理指導員による納税折衝能力の向上を図るなどの、職員の教育も必要であろうというふうに考えております。

そうした中で、滞納の方が千五、六百人程度おられますので、その方たちに対して電話や手紙等で自主納税を促すこと、これは当然もちろんでございますが、その中でもなかなか応じてない方もおられます。その方たちにつきましては徹底した調査を行い、税の公平さを保つためにも最終的には差し押さえなどの滞納処分を積極的に行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

要旨2、ふるさと納税の実績について、答弁させていただきます。

ふるさと納税は平成20年度に地方税制の改正により創設が可能となり、芦屋町では同年「がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金」として制度化しています。

この制度については、寄附者がふるさと芦屋への思いを込め、6つの目的に照らし合わせて寄附ができるほか、用途を町長の裁量にゆだねるものを合わせて、全部で7つの目的がございます。

これまでの寄附実績ですが、平成24年2月29日現在、自然環境の保全及び生活環境に関する事業目的分については157万円、産業及び観光の振興に関する事業目的分については166万8,000円、医療または福祉の充実に関する事業目的分については121万245円、教育または文化の振興に関する事業目的分については112万4,000円、芦屋花火大会事業分については580万5,000円、茶の湯の名器芦屋釜復興事業目的分については27万3,000円、その他目的達成のため町長が必要と認めた事業に寄附していただいた額が211万8,000円、合計1,376万8,245円でございます。

このうち、22年度及び23年度の花火大会事業に580万5,000円を活用しておりますので、寄附金の元金ベースで見ますと、ふるさと応援寄附金の現在額は796万3,245円でございます。

次に、件名、船頭町駐車場について、当初5年間の賃料減額についていつ申請があり承認したのか、平成22年11月から実施しました船頭町駐車場活用事業に係る第4回公募において、麻生芳雄商事から申し込みがあり、プレゼンテーションを実施しました。当初5年間について賃料減額の申し出があったのは、このプレゼンテーションにおいてです。

申込者による賃料減額の理由については、新規出店に関して什器や陳列棚、レジシステムなどの導入経費やリース料などの負担が大きく、事業運営経費の収支計画では、当初5年間は赤字が見込まれているためでした。

このプレゼンテーションの後、公募要項に基づき審査を行い、申込者を優先交渉権者とすることに決定しました。その後、優先交渉権者と交渉を行う過程において、相手方より当初の5年間賃料の減額は絶対条件であることが示されました。優先交渉権者からの賃料の減額提案については住民の利便性を確保すること、中心市街地

の活性化のため町として承諾したものでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

船頭町駐車場についての要旨2についてお答えいたします。

12月の議会答弁のときには、発注する段階で検証したとお答えしておりましたが、この発注というのは入札前の工事の起案ということでありまして、このときには設計コンサルタントに実施設計を委託しておりますので、その内容について設計担当課として検証しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、2回目の質問をいたします。

最初の税収、住民税の推移と今後の課題については、ありがとうございました。今後の税収の推移がよくわかりました。特に住民税、都市計画税、私も住民税が大きいのではないかと思ったんですけども、約5,000万、トータルして6,200万もの大きな減額になるということは、芦屋町にとって大変な状況になると、自主財源がなくなっているということですから、30%。同時に、現在、皆様ご存じのように、国としては大きな災害も起こり、地方に対する、特に芦屋町だけを考えて補助金額が減少することは十分に、確実な予測の中の範疇です。私たち議会としても十分な税の有効活用を考える必要があると思いますけども、先ほど午前中の一般質問の回答の中にもありましたように、官がやるべきことと民がやるべきことを早急に明確にしていけないと、税収が落ちる中で、ましてや国の補助金が落ちる中では、何もかもできないということが、きょうの今の境課長の税についての答弁でもわかりましたので、私たち議会人としてもその辺は再度考えて、行政とともに官がやるべきことの縮小、サービスは落とさないでということをも十分検証していきたいと思います。

それでは、②のふるさと納税の実績についてですけども、先ほどトータルとして1,300万余りの納税があったということの報告と、現在796万円の現金の残高が大まかな数字、万単位で言うておりましたけども、あるということですけども、ふるさと納税の今後の有効活用、これについては何か今後検討されてるのか、今検討されてるのか、ありましたらご回答をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今後の有効活用に関することでございます。目的によって寄附金額、いろいろ違いがございます。しかしながら、この4年間で一定程度の寄附額となり、大きな事業にも活用できるようになったと考えております。活用については、寄附者の意向を尊重するためにも有効な事業に活用することが必要です。

ふるさと応援寄附金を所管しています企画政策課では、役場の中にある課のグループ会議で活用方法を検討していただいております。これらグループ会議の意見などに基づき、寄附金を効果的に活用するシステムや仕組みづくりなどを今現在検討

しておる段階でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ぜひきちんとした検討がされるように、また有効活用されるように望みます。

そしてまた、このふるさと納税というのは、本当に貴重なお金なんですけども、今後も芦屋町に重要なことなんですけども、このふるさと納税がずっと継続的にされると、していかなきゃいけないんですけども、この辺の対策については何かお考えがあれば。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ホームページ、こういったものの周知、そういったものは十分やっていく必要があるんですけども、これはほかの自治体でもやられてるんですけども、うちの場合、特に東京芦屋会、こちらのほうに町長みずから営業マンというか、していただいて、そちらからも大分寄附をいただいているような状況でございます。そういうふうにして、トップから、営業マン、それと職員一人一人がこのふるさと納税の営業マンとして活動してくれということ、これまでに職員に申し伝えておりますので、職員一人一人の日常の呼びかけ、そういったものが積み重なっていくものと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

他町のことも言われましたけど、私もふるさと納税について、ほかの他町いろいろ調べて、ホームページですとか、あと町の広報なんかを納税したい人に配ってるとか、いろんな活動をしてると思うんです。ぜひそれは継続的にやっていただきたいと思います。

そしてまた、芦屋町を今後巣立つ人たちが、芦屋町を出ていったときに、ふるさと納税をするというようなきっかけもつくるように努力しなければいけないと思います。下の質問にもありますけども、高校通学における助成金についてというような質問がありますけども、例えばの例ですけども、このふるさと納税を全額使って定期代ただにしておいて、あなたたちはふるさと納税で定期代ただだったんだよということで送り出してあげるとか、これは1つの例です。やはり若い人たちにベネフィット、利益を与えることによって、出た人たちがそれをまたフィードバックしてくると、ふるさと納税返ってくるという、ぜひ検討を行政の中でもしっかりやっていただきたいということで、この件名1、税について、①、②の要旨を終わります。

それでは、件名2、船頭町駐車場についてということで、先ほど22年の11月のプレゼンで、ちょっと私もわからなかったところがあるので、最終的に、もう1回確認させてください。プレゼンの段階で、既にもう家賃を下げないとやっていけませんよという応募だったんですか。そこ、ちょっと1回聞かせてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

プレゼンテーションにおきまして、口頭で要請というものがございました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

しかし、私たちは、芦屋町は、公募は1億5,000万の建設費をすべて返さないという条件で公募されて、その公募の内容で契約はされたんですよね。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

公募提案の内容ということなんですけども、芦屋町が示した公募内容に基づき提案されてきております。ただ、独自ということで、賃料の減額申し出があったということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

芦屋町は、公募を1億5,000万回収しますよ、この公募の条件で契約をしましたか、しませんでしたか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

現在、事業契約、事業推進するために締結しておりますが、当初5年間につきましては、先ほど申しましたように、賃料の減額について認めております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

契約は、賃料減額でなされてますか、なされてませんか。2回目。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

現在の事業契約書におきましては、当初5年間は減額した金額で契約しております。それ以降については、当初提案で金額を示しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ということは、再度確認します。契約書には減額で契約になっているか、いないか、そこだけです。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

事業契約書には、今申しましたように、当初5年間はこの金額で、それ以後については提案した金額でということで、二段書きで事業契約書を記載しております。以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

その契約書の内容をもって議会に答申されて、議会が承認されたということよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

これらにつきましては、23年の3月の15日の総務財政委員会においてご説明申し上げた次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

3月の委員会に説明をしたということは理解できました。私は、総務財政委員会ではございませんので、そのときは説明を受けておりません。議決の内容は、今言った減額で議決はされてないという判断で議決、よろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

この契約書につきましては、議決事項ではございませんので、議決はいたしておりません。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この内容は議決されてないということによろしいですね。再度聞きます。公募の内容は、議決された内容は何だったんでしょうか。私たち、1度議会で議決したというふうに思ってるんですけど、公募内容の、いいですか、議決したのは公募内容を議決したんです。そこには、金額は1億5,000万、賃料を返済するという議決は私も覚えがあるんです。いいですか、覚えありますよ、その議決。そこに賃料減額って書いてあった議決だったんですかどうですかということだけです。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

議決自体はしてないと、いわゆる公募要領の内容について議会で議決を経たかというご質問については、議決は経てないと。これまでご説明してきました内容については、賃料が適正な価格であるという場合は議会の議決は要らないという私ども考え方を説明してきたと思っております。したがって、公募要領に関する議会での議決はなかったものと承知しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

ちょっとすみません、私の記憶違いですか。じゃあ、議会に議決をしたのは何を議決したんですか、この船頭町の駐車場跡地利用について。議決したのは、我々、何を議決したんですか。そこだけちょっと教えてください。ずっと私は議決を一番最初にしたと思ったんですけど、何の内容だったんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

各予算、いわゆる建築からいろんな各種予算がございますが、その予算をご提案して、これまでずっと承認してきていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

いいですか、各予算1つずつは承認議会してるけども、船頭町駐車場の契約については議会は議決してないということでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

そのとおりです。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

これだけの、1億5,000万の金額を、議決を経ないで出るということは、議会の議案提出の要件に違反はしてませんか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

結果として1億5,000万を超えた総事業費になっております。これは妹川議員のところでも説明をしております。全体の予算については、それぞれ議会の議決を経た上でご承認していただいたとこのように考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

先ほど1億8,000万という話がありました。総工費1億8,000万は議決が必要です。これは、芦屋町議会の議会人、議員として明確に言います。芦屋町議会に議決を経ないでこの事業がなされたとすれば、何だ町民の意向を聞いてない、個々にやってる、ブラックボックスじゃないですか、それじゃ。そして途中で賃料下げてる、この賃料を下げてる内容については、広報のどこにもずっと私はきのう一日じゅう見たけどない、説明は。町民、知らされてませんよ。議会も承認してないんです、トータル金額1億5,000万超えてることについては。

明確にここでもう一度言います。議会議決は要らなかったんですか、これは。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

議決事項ではないというふうに承知しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

先ほど午前中に、住民と進めるまちづくりをやると皆さん方言ってたじゃないですか。住民の代表は我々であり、我々の議決を経ないで1億5,000万円の内容について個々に事業の一つ一つの電気、機械設備は通ったからそれでいいんだというのは、まったく乱暴な言い方だと思うんです。たとえそれが議会にかけなくていいという数字であっても、重要な案件は議会にかけて住民に説明をしていくという姿勢が行政の姿勢ではないんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

当時のスケジュールというんですか、2月に契約をいたしまして、すぐ3月の議会になったわけです。その3月の議会の中で、全体の中の造成それから設計等々の予算を皆さん方にご議論していただいて、それでこの事業を実施設計の中でございますが、承認をいただいたというふうに考えております。

承認してないということではございますが、これは先ほども企画のほうから話がありました、ご提案をいただいた事業でございます。ご提案をいただいた中で、契約の、事業契約ですが、この事業というのは本契約に至るまでの契約の締結なんです、そこで数字も出ております。これについてもお示しをしておりますが、その中で、ご提案ですので、実施設計をしてみなければ正確な建設工事費も出てきません。そういう段階で、事業がそれぞれ確定した段階で予算を皆さん方にお示しをして、その中でご議論をいただいた上でこの事業を進めてきた、このように考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

議論を進めてきたということは、私も理解します。私もいろんな立場で、全協とか議論はしております。何度も申し上げます。トータルとして1億5,000万を超えて1億8,000万という午前中のご回答がありました。だとしたら、議決が必要だということであれば、どうして議決出さないんですか。今からでも、8,000万超えたら。おかしいと思いません。私、議員としては、反対とか賛成とかいう立場じゃなくて住民の利便性、いろんなこと考えてこうだよということ言われたら理解はできますけども、基本的にルールというものがあって入札についても金額はある、いろんな事業についても金額はある、個々にばらばらにばらしてわからないように、個々で議案は通りましたから、トータルとしての1億8,000万についてはとることない。また、これが非常に重要な公金を投じた民間への投資、回

収できるかもわからない、そういう案件は議案として町民の了解、得るべきではないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

この事業の推進については、町民の方々にお示しをきておるといふふうに考えております。個々に予算を上げてきた、なぜかという、そういうご質問もございましたが、町がやる事業は設計をして、その設計金額が出て、その中で全体の工事費も一定程度把握した中で、こういう中でやらせてくださいというお話の中で、進めていくのが一般的だろうとは思いますが。今回は提案制度ということで、事業者の方にご提案をしていただいた。これはなぜかという、先ほども課長言いましたが、設計はして事業費決まって、その中で仮に事業者があらわれない。こういう場合が考えられたわけです。そういう場合は、実施設計そのものが無駄になる可能性もございます。

当時の状況ですが、非常にいろんなところを私ども当たりましたが、手を挙げられる事業者はほとんどないような状況もございました。したがって、まずは事業者をきちんと確保するということから始めなければ、この事業自体が、税金の無駄遣いに終わる可能性もあったということで、提案という形で事業を進めてきた。ご提案をいただいたわけですから、そのご提案をいただいた中で、事業者が取り引きのある、いわゆるスーパーを経営する、あるいはスーパーを建設するためのノウハウを持った事業者、設計会社についても、当該スーパーを経営する事業者と一緒に申請をして下さいというようなことも含めてやったわけです。

要は、本当にこの事業を達成するためには、どなたかが事業者として手を挙げていただかなければ事業が進まない、そういう観点から提案制度という形にさせていただいた。したがって、その中では、一つ一つ設計を積み上げた中でやらざるを得なかった。したがって、建築は建築、それから外構は外構というような形で予算計上してきて、それを一つ一つ議会のご承認をいただいて今に至っている、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

では、その一つ一つの設計については、この後2項目目のほうの質問にしますけれども、再度聞きます。これ、非常に重要なことなんです。きのうの町長の施政方針にもありましたように、町民力、町民と一緒にやりましょうとか、けさの話でも住民と一緒に進めなきゃ今後の民主主義、今後のこの苦境はいけませんよと言ってる中で、どう思われます、町長。1億5,000万以上のものになって議決をしなきゃいけない内容になったら、結果としてそうなったら議決すればいいじゃないですか。何でそこ応じないんですか。わからない、それが。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今井議員も、もう議員結構長くされてますけど、これが議決事項に当たるかどうかということをもっと考えなくちゃいけないです。契約案件です。そこからスタート

しないと、これが議決する事項だ、事項ではないという論議、片一方は議決が要る、片一方はいや、そういうのは個々においてするんじゃないと。これはもう幾ら話してもかみ合わない。その辺がどうなのかな。ちょっと今、お話聞きよって、結局予算を伴うとか人事案件とかそういうんで、これは議決が要りますよという、いわゆる法律とか条例で定めてますけど、こういう契約案件、プロポーザルの契約案件は果たして議決が要るかどうかということになりますと、これはもう前々からもう何人も質問、今井議員も含めて何人も質問いただいているんですが、このことはもういろんな場面でご説明申し上げてる。個々、ちょっと知らんですけど全員協議会、21年の全員協議会、委員会、それから広報、議会だより、議会だよりは議員の一般質問です、等々でご説明しておると、やはり議決というのは、言われるように町民の血税、税金を使う、このことに対して議会というのは住民の代表ですので、その方たちが賛成するのか反対するのか、反対であれば、反対という意思表示が予算の中であれば、じゃあこれは契約書も否決なんだなというような判断をするわけでございます。この契約案件が議決が要る、要らんの論争はちょっといかがなものかなと思うわけでありませう。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この問題については、法律上ずっと見て、または町の条例を見て違反してるとか、してないとか、私、言ってるんじゃないんです。だけでも結果として、午前中にあったように1億8,000万もあれば、トータルとして、途中の経過は853万減額したけども、トータルとしてこうですよという説明を議会の議案に通らない、それにしても町民にきちっと説明してそういうふうにして出す、それは広報の中でも出したと言われてますけど、私が見てる限りでは1億5,000万という数字だけが動いてて853万という数字はどこにも見えてないということをお願いしたい。やっぱりそこところは、きちっと住民と一緒にやろうという判断の中ではやるべきじゃないかと、これは議会事務局のほうでもきちんとしていただきたいと思いますけども、重要な案件、町に対して重要な案件、ましてや1億8,000万の案件については契約案件であっても議決をすべきだと思います。これは、今後議会の中でも、議会改革の中でもやりますけど、ある程度の数字以上のものは議会にかけて、今後は住民の意見を聞くということも、私も議員として意見は言いますが、現在の条例に照らし合わせても、現在の社会情勢に照らし合わせても、やはりこれは議決に値すべき内容じゃなかったのかということ、ぜひきちんとして、一般質問の中ですけども、申し上げたい。これについて議会事務局のほうでぜひ検討して、再度私のほうにこういうことだから契約案件は1億5,000万かかろうか2億かかろうか議案に係ることはないということの正式な報告はいただきたい。文書として出してもいいと思っております。

それでは船頭町駐車場についての一項目、①のいつ減額があったということについては終わりました、2番目の1億5,000万の内容については、都市整備課ではその金額の検証はしていないとの回答であったということは、これは12月だったんですけども、先ほどの回答で、入札前、議案の中で設計コンサルタントと話をして、実施設計の段階で建築、電気、機械と3つに分かれてるんですけども、先ほど副町長も言われてましたけども、来る人が来ないかもしれないと言いながら、建設、電気、機械の3つ、この3つについて、3つとも検証はされましたか、どうで

しょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

建築、電気、機械でございますが、建築につきましては、都市整備課のほうで建築士がおりますので、内容の検討はこちらだけでできますが、電気設備及び機械設備につきましては、専門的な内容でございますので、設備設計のコンサルタントと検討を行った中で町のほうの担当者と設計コンサルタントで検証を行いました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

その設計コンサルタントの名前は何でしょう。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

佐伯設計かと記憶しております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

佐伯というふうにはだけ言っておきましょう。私も建設か設計かって会社名で間違えて。佐伯さんという設計コンサルタントがやられたと。建築については都市整備課でやられたということで、電気、機械については佐伯さんがやったという、佐伯さんがこの検証をした結果というのはどこに残ってるんですか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

実施設計を請け負ったのが佐伯設計でございますので、その資料につきましては、担当課のほうでっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この佐伯設計さんというのは、最初の1億5,000万の公募をするとき、公募をするときの1億5,000万積み上げた業者さんでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

公募提案のときに申請者として、同時に出されております。そして、その提案額というものを積み上げたと聞いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

この佐伯設計さんは公募の段階で積み上げる場合、佐伯設計さんを選んだというのはどういう方法で選ばれたんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

公募提案におきまして、いわゆる共同申請ということで、提案事業者のほうから提案していただくという、設計業者を提案していただくということが今回の公募提案の要項で決められていることでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、1億5,000万で公募しました。その段階には、設計業者さんいなかったと考えていい、一番最初の段階です。そして、麻生さんと佐伯さんが一緒になって出てきたときに1億5,000万中身が出てきたんですね。その前の段階で1億5,000万という数字は、私たち聞いてましたけど、この1億5,000万、どこから来たんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

公募の中で、事業者として必要なかつ魅力的な建物を建てるというような、私どもノウハウ持ちませんから、そういう観点に立ちまして、事業者と設計事務所を合わせて公募しました。この設計事務所の中で、スーパー自体の設計をするような形で公募をさせてもらった。したがって、申請書の中に麻生芳雄商事株式会社それから設計事務所として株式会社佐伯建設設計事務所、この両名の申込者と設計事務所を合わせた中で申請書を受け付けたと、このようなことでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

もう一度聞きます。11月でしたね。22年11月、プレゼンを受けた。プレゼンを受けるときには2つの会社が来たでしょう。いいですか、プレゼンを受ける前に1億5,000万という数字は、どこから、だれが積み上げたんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

1億5,000万、公募を受ける前から積み上げる、そういったことはうちのほうではやってないと記憶しています。あくまでも、提案によって限度額が設定されますので、麻生芳雄商事から提案があってから、その金額が出たものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると公募の段階では金額は決めないで、だれかやる人いませんかという数字を決めないで公募をして出てきた段階で1億5,000万決まったということでよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今井議員のおっしゃるとおりだと解しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

わかりました。そして、この佐伯設計さんがやった内容については検証は、建築についてはやったけども、電気、機械には佐伯設計さんの数字をそのままデータとして残してて、検証は町としてやってないということでしたけども、結果としてこの電気、機械というのを入札でやった場合に何が起こったかということは私も資料で、12月議会でも聞いておりますけども、2回の不調に終わって、実質、電気、機械の両方とも入札金額が大きく狂ってたと。この内容については、佐伯設計の見積もりが大きく間違えていた、佐伯設計というところが全然だめだったという判断を12月議会、10月議会で聞いてる中では思いますけども、この辺についてはどうなんでしょう。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

佐伯設計のほうで、またそういった設備計画につきましては、設備設計のコンサルタントのほうと検討を行って判断をしたわけですが、一因としましては東日本大震災の影響によります鋼材価格などの不安定化というのもありまして、こういった不調になったと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

それでは、この佐伯設計さんと麻生さんというふうに両方の提案があって1億5,000万で、電気、機械でやられて、2回不調に終わって、結果的に九十何%というような、1億4,000万というような工事費になって、トータルとしては外構工事を含めて1億8,000万という、先ほど、午前中の説明でございましたけど、この設計のコンサルタントの佐伯設計さんは電気、機械、それからきちんとした業者さんを選んで麻生さんと一緒にやったわけですが、今、工事がほぼ終わりに近づいてますけども、佐伯設計さんはきちんとした設計コンサルとして、実施設計をした。そして今は、工事の監査、最終監査まではきちんとしてやっていると理解してよろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

建築関係、今、建築、それに電気、機械設備と現場を行っておりますけども、監

理につきましては佐伯設計ではなく、別の設計コンサルタントが行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

設計コンサル、当初設計したところが変わるということは、芦屋町で聞いたことがございません。私の記憶の中でない。設計コンサルがかわって電気、機械の最終の、今の終わりの工程をほかの業者さんでやってる。佐伯設計さんに問題があったんですか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

これは、議員の皆さんも既にご承知だとは思っておりますが、2回不調に終わっております。その2回不調に終わった内容は、設計額にあったというようなことは、結果としてあらわれております。したがって、3回目でようやく入札が成立したというような状況でございます。これらをかんがみまして、設計事務所をそのまま監理の委託業者とすることはできないというふうに判断をして業者を変更したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

最初、麻生さんと佐伯さんが一緒になって提案を受けたときには、佐伯さんが大変きちんとしてるということで契約して今まで来てるわけですね。けども、だめだったんでしょう、結果的に、今の話では。結果的に佐伯さんが設計したもので、最終的に監査をだれがするの。もう一度、よその人が設計したものの監査をだれがするの。もう一度言います。今、業者さんかわっちゃって、業者さんがするの、町がするの。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

監理でございまして、この監理っていうのは、実施設計で設計をされたその内容がきちんと施工の中でやられておるかどうかについてをきちんと監理をしていく、そのための業者でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

そうすると、佐伯さんが設計したものをちゃんとできてるかどうかというのは、お答えないですけど、ほかの人がやってるわけですね。途中で1,000万が2,500万とか、電気、機械おかしくなってだーんと上乘せして、設計自体も変わっちゃったわけでしょう。この設計が変わって、入札最後成功したときのその積み上げは佐伯さんがしたの、よそがしたの。それによって、監理だれがしてるかというのもう1回確認したいんです。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大石 眞司君

契約までの設計につきましては、佐伯設計のほうが行っております。今、副町長が申しあげましたように、監理委託業務につきましては、別の設計コンサルタントが行っておりますが、これにつきましては、同じコンサルタントが監理委託をするにしましても、別の設計コンサルタントが監理委託をするにしましても、意思伝達業務というのがございまして、設計のときの内容を、監理をするコンサルタント担当者と調整を行いまして、意思伝達をいたします。その内容で、監理委託業者、それと町の担当者、それと請け負った業者、3者で協議を行いながら工事を行ってまいりますので、問題はないかと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 9番 今井 保利君

私もそのように考えますけど、基本的にそういうふうに考えます。しかし、基本的に今までのこういう中では、設計コンサルが入って実施設計をして、実際の監理会社がかかわるっていうのは、図面かいた人とは違ってくるのは非常に問題があると思うんです。というのは、意図全然わからないですもんね、設計した人の意図はです。ですから、実質的に、今工事を行ってる電気、機械の中では、いろんな要望、変更が出た、最初のときはどうだったんだということは、きちっと情報を得て、そこにいわゆる税金を使った建物ですから、問題がないようにしていただきたいというふうに考えます。

いずれにしましても、この船頭町駐車場については、この後完成されてやっていくんですけども、最後にもう1つだけ、今までの内容から、何度も私この質問をしますけども、そのたびに言ってることを再度申し上げたいと思います。そういう一連の内容をぜひ町民にきちんと開示をして、理解をさせて、そして進めてください。なぜかという、これは大変な事業なんです。私の考えでは官がやるべきところじゃないじゃないかと思うようなところもあるところがある。これ、一般的についてもそうだと思う。ですから、ぜひ、やってることについては十分、町長も説明されたと言っておりますけども、十分、さらに手厚い説明をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、1番、松上議員の一般質問を許します。松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

こんにちは。1番、松上でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

2点ほど質問いたします。

1点目は、子育て支援についてでございます。

国立社会保障人口問題研究所が今年の1月30日に公表しました新たな人口推計、これ、12年推計によりますと、50年後の合計特殊出生率、これは1人の女性が

一生の間に産む子どもの数に相当するものが、前回06年の推計で1.26でありましたが、これがやや上向き1.35に改善すると予想しています。それでも、少子高齢化の速度がやや遅くなるにすぎず、長期的には総人口は減少を続けると見ております。10年に1億2,806万人だった総人口は、48年には1億人を割り込むと見ています。日本が、世界に例を見ない超高齢化社会に向かっている現状に変わりはない、このように報じております。一方、65歳以上の高齢者が占める割合は30%に達するのが24年、また36年後の60年には39.9%になると予測をしております。14歳以下の人口で見ると、60年時点で9.01%を保っていますが、社会を中心的に支える15歳から64歳人口の割合は、55年時点で51.2%です。現役1.3人で1人の高齢者を支える日本社会の将来に変わりはなく、社会保障制度や社会の活力を維持していけるのかという不安は依然としてぬぐい切れないものと指摘されています。

政府は、税と社会保障の一体改革で、高齢者に偏りがちな社会保障制度を全世代対応型に転換する方向を打ち出し、子ども、子育て支援の強化を改革目標の筆頭に位置づけ、幼保一体化を推進し、保育所待機児童の解消を目指すとしています。

しかし、今後は結婚できない若者への対策として、雇用、貧困解決への問題など、対策の範囲を広げていくことが不可欠である、そのように言われております。

こうした認識に立って、以下の点について質問いたします。

まず1点目は、芦屋町における出生率はどのように推移をしておりますか。

2点目は、高齢化率はどのように推移していきますか。

3点目に、子育て支援対策としてどのようなことが講じられてきましたか。また、今後さらなる対策が必要と考えられますがいかがでしょうか。

これが1点目でございます。

2点目、武道の必修化についてであります。

平成24年度から、中学1・2年生を対象に武道が必修化されることになっています。我が国固有の文化である武道の特性を味わわせ、他人とのかかわりの中で、礼節と思いやりや感謝の気持ちを持たせる、また生涯スポーツの基礎を培うという観点からも、武道を通じて技能達成の喜びや楽しさを体験させるとともに、みずからの目標に向かって練習内容を考え工夫することができる生徒の育成を目指すという武道の必修化に大いに期待をしているところでございます。

そのためには、武道に対する生徒の技能の程度や興味、関心等を踏まえ、指導のねらいの明確化や3年間を見通した内容の系統化を図ることや、武道の特性に触れ、理解し、興味、関心を持たせる工夫、個々の課題追求を支援し、意欲的に学ぶ場の工夫などが大切になってきます。

こうした観点に立って以下の点について質問をいたします。

1点目に、柔、剣道場は確保されていますか。また、柔道着や剣道の防具はどのように準備されるのですか。

2点目、柔、剣道の選択はどのようにして行うのですか。

3点目、柔道、剣道の指導体制は整っていますか。練習中の安全対策は確立されていますか。

以上、申し上げます、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

では、件名、子育て支援対策についてです。

要旨の1、芦屋町における出生数はどのように推移しているかにお答えいたします。

ここ5年間の年間出生数といたしましては、平成18年は132人、平成19年は117人、平成20年は136人、平成21年は146人、平成22年度は133人となっております。

やはり、人口減少に伴いまして出生数も増加や減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

要旨2の芦屋町における高齢化率でございますが、芦屋町における高齢化率は第5次芦屋町総合振興計画での人口推計は、平成22年が11.9%、平成12年が15.9%、直近の住民基本台帳での高齢化率は平成24年1月末で24.6%と推移しております。

今後につきましては、平成27年が27.4%、平成32年には29.9%になることが予測されております。

以上です。

引き続きまして、要旨3の子育て支援対策について答弁させていただきます。

芦屋町では、子どもが伸び伸びと育つまちづくりを目指しております。将来を担う子どもたちが健やかに育っていくためにも、子育て支援は重要な課題となっております。

平成15年に次世代育成支援対策推進法が成立いたしまして、市町村においても次世代育成支援対策地域行動計画を策定することとなりました。芦屋町におきましては、平成17年度を初年度とする5年間の芦屋町次世代育成支援対策地域行動計画、前期計画でございますが、これを策定いたしました。さらに平成22年度を初年度とする芦屋町次世代支援行動計画、これは後期計画になります、を策定いたしております。この計画に基づきまして、各担当課におきまして事業を展開いたしております。この計画の基本理念でございますが、地域全体で、地域の特色を生かしながら次世代を育てる。芦屋の子は芦屋で育てるとしてしております。

共働き世帯の増加や核家族化などにより、保育ニーズは高まっております。また地域のつながりが希薄化しており、子育て中の親の孤立や子育てに関する知識不足から、育児不安を持つ親がふえていることから、平成22年4月に子育て支援センターたんぽぽをオープンいたしました。

子育て支援センターの利用者数は、平成22年度、約5,800人でしたが、今年度は1月末におきまして、昨年度を上回っており、年度にいたしますと7,000人近い利用者になると推測しております。子育て支援センターでは、子育てをしている親子の交流や相談の場として住民の方に利用されております。

また、昨年9月から子育て支援センターから遠い山鹿地区の方を対象に、月に1度ではございますが、山鹿公民館におきまして、出前広場というふうな形で実施いたしております。

保育事業につきましては、町内に公立、私立合わせまして4つの保育所がありますが、待機児童はいない状況でございます。今後についても待機児童を出さないよ

うにしていきます。

また、障がい児の学童保育につきましても、現在検討しているところでございます。今後につきましては、ひとり親の増加や児童虐待、子育て家庭の孤立などの問題がありますので、安心して相談できる環境づくりに取り組んでいき、子育てに関する不安や悩みの解消に努めていきます。

また、子育て相談の内容が複雑・多様化しておりますので、相談員のスキルアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

医療の支援といたしまして、乳幼児医療費助成制度があります。この制度は県の制度であります。費用を県と市町村で負担することとなっております。平成20年10月に改正された現在の制度につきましては、芦屋町では独自拡大助成を行っております。

助成内容といたしましては、3歳以上、義務教育未就学児の期間について、県の制度として設けられた1月当たりの自己負担額を芦屋町では無料としています。さらに同期間につきましては、県の制度では一定以上の所得超過世帯については対象外とした者を芦屋町では助成対象としています。

また、今後につきましては、平成24年4月から乳幼児子ども医療費助成として、芦屋町ではさらなる独自拡大助成を行っていきます。助成内容といたしましては、小学校1年生から中学3年生までの入院を無料として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本田 幸代君

続きまして、生涯学習課からは子育て支援対策の1つとして取り組んでおります学童クラブについてご説明いたします。

芦屋町では、1小学校に対して1つの学童クラブを設置いたしております。学童クラブは、留守家庭児童の小学校1年生から4年生までを対象に、下校時から18時まで生活指導を行っております。これは、子どもたちの健全育成を図ることはもちろんですが、子育て中の家庭に対して、子育てと仕事の両立がしやすいように支援するものでございます。

今後は、学童クラブの指導員の資質向上のため、研修等の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

件名、武道の必修化について、要旨1から4まで順次お答えいたします。

まず、要旨1でございますが、柔、剣道場は確保されているか、また、柔道着や剣道の防具等はどのように準備されているのかということでございますが、中学校は今回、武道の授業で剣道を選択しており、授業は体育館で行うことになっており

ます。また、防具等については、体育の授業で使っていた物を使用するようにしております。約20セット分ほどありますが、竹刀が若干不足しておりますので、40本そろえて対応したいと考えております。

次に、要旨2、柔、剣道の選択はどのように行われているのかということでございますが、学習指導要領では、柔道、剣道、相撲などから選択するように例示されています。基本的な選択は、生徒のニーズ、指導者の問題、施設整備等を勘案して決定をします。芦屋中学校の場合、施設整備について問題はありません。用具のことでは、剣道の道具が高価なため、柔道も考慮しましたが、指導者の実態から剣道を実施することになりました。

次に、要旨3、柔、剣道の指導体制は確立されているのかということでございますが、剣道の有段者はおりませんが、過去において指導経験がありますので、指導については問題がないと考えております。

次に、要旨4、練習中の安全対策は確立されているのかということでございますが、剣道で一番心配される事故は、先革、竹刀の一番先のところに革がついておりますが、そこが破れて面から切っ先が入り、目などに傷を負うことが考えられます。したがって、事前、事後の点検及び取り扱いについて指導を行うように指示をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今、1点目の出生率あるいは高齢化率についてご説明を受けましたけども、この出生率は全国の統計から見てどのような位置づけにあるんでしょうか。多いのか、少ないのか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

うちの自治体の規模からいいますと、やはり比較っていうか市町村と、市とは比較はできませんけども、出生率としてはそんなに多くないほうです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

高齢化率につきましては、全国平均を上回っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かにこういう率を見ますと、高いとは言いがたいなという思いもいたしております。特に今年の新成人、これが全国で122万人いるわけですけども、これは95年から年々減少しまして、1970年代の半数を初めて上回ったと、このように報じられておるわけでありまして。

芦屋町の新成人を見ますと、平成12年から私はずっと数字を見てるんですけども、13年に231名、これが一番多くて、その後、その間多少でありますけ

ども、20年に200人を割り込んで、23年が一番少なくて137名、そして今年はまだふえまして179名と少なくなってきたわけですが、芦屋の場合は自衛隊さんがいらっしゃるの、出生率と直接関係があるかわかりませんが、こうした新成人の減少とこの出生率の関係、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

だれ、どなたか答えなさい。住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

出生数なんですけども、確かに今議員さんがおっしゃいましたように、うちは自衛官の方がいらっしゃいますので、やはり自衛官の異動に伴ってやはり人口もいささか減少、増加を伴います。もちろん新成人の中には自衛官の方も一緒に入っていますので、そこで多少の差は、毎年の差は出てくると思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

次に、少子化がこのまま推移するならば、先ほど言いましたように2048年には人口が1億人を割り込むと、こういう予想がされております。今年の2月1日現在の芦屋町の人口が1万5,315人です。このまま推移すれば1億人を割り込むときの芦屋町の人口はどれくらい予想されておりますか。わかったら教えてください。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

第5次総合振興計画におきまして、10年後、平成32年の人口推計をしております。それにおきましては1万3,700人ということで、推計をしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

次に、高齢化率についてお伺いしたいんですけども、65歳以上の高齢者が占める割合、これ、全国で30%達するのが24年、それから60年には39.9%、約40%になると、このように言われております。芦屋町の場合は、24年2月1日現在で65歳以上の人口が3,771人、高齢化率が24.62%と、こう言われておりますが、これを全国レベルで見た場合と比較して、高齢化率はどのように推移していくと思われませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 松田 義春君

先ほどお示しました数字につきましては、これは自衛隊営内とか官舎の居住者を除いた数字でございます。

直近の高齢化率で、自衛隊営内と官舎の居住者を除いた高齢化率になりますと、24年の1月末で27.3%でございますので、約2.7%ですか、高齢化率が上がってくるというふうなことになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに、自衛隊さんがいらっしゃるの、そういう高齢化率は、今数字に挙げられたとおりだと思います。

このままでは政府としては税と社会保障の一体改革で高齢者に偏りがちな社会保障制度を全世代型に転換する方針を打ち出し、子ども、子育て支援の強化、改革項目の筆頭に位置づけて、幼稚園と保育所の機能を統合する幼保一体化を推進し、保育所待機児童の問題の解消も目指すとしています。

芦屋町としてはこれまで、先ほどお話がありましたように、医療費の無料化あるいは子育て支援対策の充実いろんなことをやられておりますが、こうした対策をとられた後の人口、出生率といいますか、そこら辺に対する効果はどのように出ていると思われませんか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

ただいま議員申されましたように、子育て支援対策、各種福祉、生涯学習、それから医療というふうな子育て支援対策、それから教育分野におきましても、芦屋の教育というのは非常に力を入れている分野でございます。昨年からは、芦屋小中連携事業ということで、近郊では特色ある事業としてこれからますます充実させていこうということで、そういういわゆる子育て世代、子育ての充実、そういったものも振興してから、外からも人口を呼び込もうというような考え方も持っております。

それから浜口とか、ああいう町営住宅の跡地の開発、そういったことで定住化進めるということで、マスタープラン、先ほど申しましたが、平成32年というのは、人口推計は1万3,700なんですけども、これら総合的な施策を展開しながら1万4,300に持っていこうというのが第5次総合振興計画の目標値でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

2000年代以降に入ってから、特に非正規雇用労働者の増加などで雇用環境の変化にも対応が求められるようになっております。低収入で結婚に踏み切れない若い世代への支援や地方経済が疲弊する中で、地元で職を得て結婚して暮らし続けられるようにすることも少子・高齢化対策の一環だと、このように言われておりますけども、子ども、生まれて育てることも大事ですけども、その生まれる手段、ここら辺についての考え方、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

いろんな施策を通じてそういうことをやっていくということになるろうかと思いません。企業誘致条例もその一環でしょうし、新たな雇用を生むようなことも必要であろう。それから、今、高浜、浜口でやっておりますいわゆる分譲地の中で、活力ある方に来ていただく、これは花美坂も同様だと思います。特に芦屋町は雇用の面で、

たくさんの雇用があるとは言いがたいところもありますので、その辺のところも総合的にマスタープランの中でやっていく中で、そのような子育てをできる方たちに住んでいただく、このように考えておる次第でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

少子・高齢化問題に詳しい、三菱UFJリサーチコンサルティングの矢島洋子主任研究員が言われておるんですけども、年収が300万円程度なければ結婚は難しいと、仕事を求めて若者が地方出ていけば、お年寄りだけが取り残され、コミュニティの維持ができなくなると、また、都市部は人口が集中して住みにくく、子育ても困難になると、このように話されて、先ほども言いましたように、雇用と政策、施策、雇用政策とそういった結婚できる周囲の環境、そういうものをインセンティブが必要であると、このように言われておるわけですけども、前の質問と似てますけども、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

先ほども申しましたように、総合的な施策を通じてそのような支援をしていかなければと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

この件につきましては最後になりますけども、長期的に人口問題を解決していくためには、現在言われております晩婚化、あるいは晩産化、未婚率の改善など、若年層が安心して結婚できるような安定した所得基盤を持つことが最も重要であり、無理なく子どもを産み、子育てができる社会的な環境の整備と情勢と、子育て支援の社会インフラ整備を急ぐ必要があると、このように言われております。よく最近では婚活というのが行われておりますが、あるところでは「町婚」、町が主催して婚活をやっていると、そういうのもテレビで見たことがあります。

こういうことも含めて町長にお伺いしたいんですが、今後の人口対策についてどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

るる松上議員から子育て支援についてご質問があったわけですが、まさに、非常に子育て支援というのは大事な政策であり重要な位置を占めておるということで、市政方針でもいろいろ述べさせていただいたわけですが、先ほど、じゃあ結果はどうかというご質問があったわけですが、今から、例えば、子育て支援センターたんぽぽにつきましては22年の4月にオープンしております。それから副町長が言いました高浜のいわゆる住宅跡地、若い人が定住していただければいいなということで、今、大体ほぼ完売しておるといような状況、それから定住化政策という形の中で、第5次マスタープランにありますように、「魅力を活

かしみんなでつくる元気な芦屋」という形の中で、職員が一丸となって住みたくなる町という魅力ある町というまちづくりをやるということ、今、取り組んでおります。乳幼児の医療制度もそうですが、特にやはり若いというか、子どもをお持ちの親御さんにつきましては、非常に教育というものが、教育のいい町に住みたいと、交通の便はもうとにもかくにも環境のいいところで子どもを育ててという親御さんもいらっしゃるという、親御さんが多いと聞いております。教育の面でも非常に、教育長を筆頭にいろんなアイディアというか、企画というか、出させていただきまして、非常に学力も向上しております。この学力の面につきましては、もう数字で出ますので、恐らく所管の委員会では本年度の6月いっぱいでは結果が発表されるかと思えます。非公式ではありますが、いろんな形の中で、教育の成果という報告も上がっておるわけでございます。先ほど来、福祉それから生涯学習、学校教育、いろんな、全課にまたがりまして、この子育て支援というのを勢力を挙げてやる所存でございます。その成果が出るのは、5年先か10年先かその辺になると思っております。一生懸命取り組んでまいる所存でございますので、ご理解を賜りますことをお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

ありがとうございました。では、2点目に入ります。

今、種目は剣道を採用するということでございますが、何で剣道なのか、どうして剣道を選択されたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

剣道を選択した理由ということでお答えいたします。

武道には、柔道、剣道、相撲などがあり、種目については学校ごとで選べるようになっております。

また、全国の公立中学校の約66%が柔道を選ぶ見込みですが、女子もする必要があるので、事故の心配をする学校が多くあります。ある大学の准教授のデータでは、平成12年度から21年度までの、中学校部活動での死亡事故の危険度、10万人当たりの死亡生徒数において、柔道は2.38、次はバスケットボールの0.37となっており、剣道は0.00となっております。このような危険度も考慮して剣道を選択しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

確かに柔道はそういった重篤な事故を及ぼす可能性は確かにあると、そういうふうに言われておるわけですが、私は柔道をやっている関係上、少し柔道の名誉のために言わせていただきたいと思うんですけども、柔道というのはまず受け身から入るんです。投げられても、転んでもけがしないように受け身から入ると、そういう意味からいけば、柔道の練習だけじゃなくて、通常の日常の生活の中でも転んでも事故に遭ってもけがをしない、あるいは軽くて済んだと、こういうような観点からいけば非常にすぐれたスポーツだと、このように私は自負しておりますが、そ

こについては学校で選択されたわけですから、それはそれでそれに従っていきたいと思うんですが、私も、きょうこの一般質問をするに当たっては柔道があるだろうと思って、それを中心に考えてきとった点もありますので、多分ちょっと変なことになるかもわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

まず、学校、体育館ですということですが、防具が20組と言われましか、竹刀を40本ぐらい買いたいということですが、1回にどれぐらいの時間でされるんですか、何人ぐらい。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そしたら、武道と言われましかので、保健体育科の教科内容のことでちょっとご説明いたします。

保健体育科の教科内容は、体育分野と保健分野で構成され、体育分野は器械運動、陸上競技、水泳、球技、武道など8つの領域で構成されており、保健分野は健康と環境、傷害の防止など4つの内容で構成されております。

保健体育の年間授業時数は各学年105単位時間で、体育分野は89単位時間、保健分野は16単位時間となっております。体育分野の89単位時間を8つの領域で行うことから、武道の授業時数は年間10時間程度になると思われましか。なお、1単位時間は50分であります。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

先ほど、私、柔道と言ひましかけども、剣道も柔道も武道の精神についてはそう変わりはないと思ひましかので、そこら辺を踏まえてちょっと質問させてもらいたいと思ひましか。

先ほど、指導者の先生は、有段者はいないということでございましかけども、この人はそれで大丈夫なんですか。経験年数はどれぐらいなんですか。また、いざというときの対処はできる人なんですか。お伺ひしましか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

この武道については、どこの中学校も頭を抱えているというか、悩んでいるところでございましかですが、この指導される先生につきましかは、研修会、講習会などを受けた先生がやられるということで、そのあたりの対応は十分できるというふうにお思ひましか。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

それは、先生を信頼することにしたいと思ひましか。これから、もちろんこの先生も指導されてきていろいろご存じかと思ひましかけども、礼法から安全を含めて言わせていただひきたいと思ひましか。

まず、日本の伝統文化として、礼法を重視する、授業の開始と終わりには正座で

整列をし黙想と座礼をすると、そして道場に入るときにはきちんと礼をする。授業の初めから終わりまで、その心構えを徹底して指導する、これが基本だというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

釈迦に説法のところが多々出てくるかも知れませんが、それはご容赦いただきたいと思いますが、先ほどからのお話の中で、柔道も剣道も相撲も、いわゆる武道については精神は全く同じだろうと思います。今、お尋ねの礼に始まり礼に終わるということはよく言われますけども、まさにそのとおりだろうというふうに思っております。

今回、なぜ武道が必修になったかということをございますけども、教育基本法が変わりまして、その中の教育の目標の中に、伝統と文化を尊重するという文言が入ってきました。そのために、日本古来の武道を必修にしましょうと、中学校の1年生と2年生は男女ともに武道は必修でございます。あわせてダンスも必修であります。3年生になりますと、武道は選択になりますからやらないならやらないで結構だということになるわけですけども、そういう中で、先ほど課長が申しましたように、じゃあ武道に何時間ぐらいとれるかっていう、1年、2年の間に、そして大きく体育全体を見ますと、生涯を通して運動を好きになりましょう、そしてその中で得意な種目ができたらいいですよという、そういう、先ほど8つの領域を申ししておりましたが、そういう取り組みになっておりますから、中には武道を自分の得意なスポーツとしてする一生好きな子も出ましようし、球技だとかいろいろ出てくるだろうと、そうなってきたときに、年間とっても10時間ぐらいが関の山だと思っております。その中で、本当に目指すそういう礼法をきちっとやってという、あわせて技術的なことまでがどの程度定着するか、私たちはむしろ逆に心配をしております。したがって、礼に始まって礼に終わるから「正座、そして、黙想」と言っても、子どもたちにとっては、これまたおもしろくない。趣旨に反するわけでございます。そこらの工夫をどうするか。これは、かかって、教員にあると思いますけども、ある意味ではそういう面で、古来の礼法を大事にしながらも、スポーツ的なよさをどうかみ合わせていって、本来持つ武道の楽しさをどう味わわせるか、ここが指導の要点だと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

年間で10時間というのはせいぜい礼儀作法をきちんと覚えさせるのが関の山かなと、このように、能力、技術の向上とかは、そういうものについては非常に難しいんじゃないかなと、そういう気がしますけども、やはり武道については、先ほども言いましたように、きちんと礼に始まり礼に終わる、これは相手を尊重する、礼をするということは相手を立てるということです。自分の精神を安定させると、そういう意味からは、そういった少ない時間の中で、特にやっぱりそういう礼儀についてはきちんと指導していただきたいなというふうに思います。

それからあと、技術的なこと、安全面を含めてちょっと話させていただきますが、まず生徒が個々に剣道の楽しさを追及していく中で、いわゆる打つことだけを優先

して基本動作がおろそかになり、力任せに打ち込む、そういう場合があると、このように言われておりますが、それを直すためにはどうしたらいいかという、やはり自己能力テストを行うことが効果的であると、そのときに基本動作の確認と技能到達度を実感させることが大切であると、このように言われております。

自己能力テストというのはどういうことかといいますと、项目的には竹刀の握りと構え及び立会い、それから足さばき、面打ち、胴打ち、打ち突き、互角稽古などが挙げられております。このテストをすることによって、自己能力を知ると同時に課題も発見することができ、課題設定や解決方法を考えるためにも非常に役に立つ、このように言われております。ぜひ、稽古の中にこういうのを取り入れていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

剣道、おっしゃるとおりですけども、竹刀の上下振りだけで10時間、とてもじゃないけどできないと、もうご案内のとおり竹刀は左手がつかを持ちまして、右手がつかのところ持ちますから、左手に力が入ると、左手の親指と小指で竹刀しっかり握るとい、こういう、これ、通常なかなかやらないんです。右利きが多いですから、右手のほうに力が入る。そういうところからやりますから、今おっしゃいますように、基本の技はしっかり、大事ですから、十分に指導するように学校にも連絡をいたします。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

これから、また安全配慮の関係ですけども、例えば互角稽古をする場合、1本、本人が行ったというときには1本とったと、打たれたと思う人は打たれましたと手を挙げると、そこで1本が決まるということで、一たんやめさせて最初のところに戻して、またやり直させる。それから、力任せに打ってきた場合、打たれて痛いと思ったら痛いと言って手を挙げると、そして力任せに打った人に痛いよということをはわからせると、そうすることによって、これを繰り返すことによって、してはいかんこと、反則になるようなこと、こういうことをしっかり守らせることができると、これが安全につながるんだというふうに剣道の見識者の人が言われておりますので、そこら辺については指導者にこのことをきちんと伝達してほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

そのあたりにつきましては、当然講習会、研修会の中で指導があつてと思っておりますが、教育委員会といたしましてもそのあたりを十分に指示していきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

小手下とか面の下、これを着用させるということですけども、小手下というのは

小手の下に手袋、薄い手袋をはめる、軍手でもよろしいと、そういうことですが、特に竹刀について、先ほど先革むけとか言われましたね。そして、ほつれてとがるとか、こういうことはあるようではありますが、今言われているのはカーボンの竹刀があるそうです。少し高くつくけど、そういうカーボンの竹刀があると、それを使えば安心だと。でも、高価なんで、竹を使う場合は面のほうにアイガードというのを付けるんだと。今、芦屋で準備されてる面には、そういうのついてますか。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

確におっしゃるようにアイガードっていうのはあるようでございます。芦屋にはまだそれは用意しておりません。ですが、竹刀はおっしゃるとおりカーボンの竹刀、大体今2万円ぐらい取るんです、1本が。普通の竹の竹刀やったら千幾らなんです。ですから、それはなかなかそろえられない。むしろ竹刀を大事にするという意味では、日ごろ点検をする、そのことのほうがむしろ大事だろうと、その中で事故が起こらないように、先革が破れてないか、ささくれだってないかと、ここらを自分、自己的に検査しながらいく、この辺のほうがむしろ大事かなと思っておりますので、そういう道具を大事にする、そしてその中で安全管理をしていく、そういう指導を重点的にやっつけていこうと、このように思っております。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

ぜひそういう日常的な点検をお願いしたいと思います。

それから、この種目には関係なく、最近では突然死とか、あるいは熱中症、こういう事故が生徒に発生しておるわけです。そのためには、やっぱり生徒自身の体調管理に起因することも含めて、事故防止に教職員による適切な指導、児童生徒の技術教諭の技術の獲得や健康教育、安全教育なども不可欠であると、このように言われております。さらに、健康チェック表などを活用し、子どもたちが自分の健康を管理することも事故防止に役立つと、このように強調されております。国立スポーツセンターが21年度、活動でのけが防止プログラムを開発し、協力校で活用した結果、重篤な自己が減少するなど効果があったと、このように言われておりますので、安全にとって貴重な体験に基づく極めて重要な意識だと言われております。こうした生徒自身の体調管理、自分がぐあいが悪いときにはぐあいが悪いというふうにしちんと練習前に届けさせると、そういうことを徹底すると安全につながるんじゃないかという指摘も出ておりますので、それを含めて検討願いたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 岡本 正美君

武道も授業の一環でございますので、従来から授業につきましても、各担当の先生がそのあたりを、十分に気を使って配慮しながら授業を進めていると思っておりますので、今までどおり十分細心の注意を払って対応するように指導をいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

最後になりますが、また町長にお願いがございます。

芦屋町の武道館は、中学校の体育館を間借りしたような形で存在しています。剣道は、今度は体育館でされるということですから、問題ないんですけども、私は、子どもたちには柔道を教えてるわけですが、今、120枚ほどの畳を敷いております。でも、正式な道場、試合場をつくるには、50畳のほかに周囲に3枚ずつ畳を置かないかん、そういう規程になっておるんですけども、今の芦屋の場合はそれができないので、道場の端の内に1枚ずつ置いとるんです。そういう形で、子どもたちにも、場外近くに行ったらとめさせて用心をさせると、そういう形で今やっております。

もう私も四十数年やっておりますけども、1人もそういった重篤な事故を起こしたということもないし、そこの辺、私も自信を持って言えるんですけども、やはりそういう場所、施設そういうものの管理も非常に大事だというふうに言われておりますので、よろしかったら芦屋町の武道館をぜひつくってほしいなど、こういうふうに町長をお願いをして、考え方をお聞きして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさに中学校でというか、武道の必修化に伴いまして、武道館ということに話が来たわけでございますが、それは別といたしまして、私はちょっと違う観点から、よくよその町に行くわけでございますが、芦屋は昔から歴史、伝統、文化、よく言われておるわけでございます。そうなりますと、やはり今言われるように、やはり剣道だとか柔道だとか、芦屋釜がありますので、茶道があるわけでございますが、いわゆる「道」と「みち」と「何々道」とついで、そういうような日本独特の文化とかそういう形の中で、やはり歴史と伝統という形であればしかるべき武道館という名のやかたというか、そういう物があってしかるべきではないかと、私自身は思っております。

隣の町へ行きますと立派な武道館あります。何で芦屋、こんなに小さいんかなという、個人的には思うわけでありまして、やはり芦屋町は、考えてみますと、競艇事業が昔非常に潤沢であったと、そのときに他町にない施設をたくさんつくってきたと、他町は後づけでしてますんで、いろんな高度成長、いろんな国の予算で立派な物をつくっておると、悪くなったところに芦屋町は全部施設が老朽化してやりかえなければならないという、めぐり回ってきたわけでございますが、今、やはり財源のことは言いたくないんですが、何ととっても財源の裏づけがないと、つくりたいなど思ってもできないわけございまして、今、競艇事業局出席しておりますが、今非常に頑張っております。24年度も、きのうお話したように2億円入れるようにしております。23年度もそうなんです、今から毎年2億円入れる、一般会計に繰り入れるということとさせていただきますが、まずは競艇が頑張っていたら、4億なり5億なり入れられるようになれば、武道館もという。

それと、自己財源でなく、やはり国の、国もそういうような武道の必修化というものを打ち出したのであれば、そういう施設面においても、早晚、私は手厚い補助の何か、メニューが出てくるのではないかと考えておりますので、いろんな場面でチャンスをうかがって、松上議員言われるように、ぜひいつの日か、これが来年とか再来年とかお約束はできませんが、いつの日か芦屋町にも誇れる武道館という

ものをぜひ私自身もつくりたいと願っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

松上議員。

○議員 1番 松上 宏幸君

今、町長の前向きな考え方に期待をいたしまして、ゆくゆくそういう物をつくって
いただきたいということを期待しながら、私の一般質問を終わらせていただきます。
ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、松上議員の一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたし
ます。あすも一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。お疲れさまでした。

午後 3 時 14 分散会
